

平成27年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年6月22日 午前10時00分開議

| 日程番号 | 議案番号 | 事 件 名 |
|------|---------|---------------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 議案第82号 | 飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例について |
| 第3 | 議案第83号 | 飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について |
| 第4 | 議案第84号 | 飛騨市土地開発基金条例を廃止する条例について |
| 第5 | 議案第85号 | 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 第6 | 議案第86号 | 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第7 | 議案第87号 | 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 第8 | 議案第88号 | 飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について |
| 第9 | 議案第89号 | 財産の出資について |
| 第10 | 議案第90号 | 民事調停の申立てについて |
| 第11 | 議案第91号 | 飛騨市克雪住宅整備補助金に関する条例を廃止する条例について |
| 第12 | 議案第92号 | 平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号) |
| 第13 | 議案第93号 | 平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号) |
| 第14 | 議案第94号 | 平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号) |
| 第15 | 議案第95号 | 平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号) |
| 第16 | 議案第96号 | 平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号) |
| 第17 | 議案第97号 | 平成27年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号) |
| 第18 | 議案第98号 | 平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号) |
| 第19 | 議案第99号 | 平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号) |
| 第20 | 議案第100号 | 平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号) |

| 日程番号 | 議案番号 | 事 | 件 | 名 |
|------|------|------|---|---|
| 第21 | | 一般質問 | | |

本日の会議に付した事件

| | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第82号 | 飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第83号 | 飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第84号 | 飛騨市土地開発基金条例を廃止する条例について |
| 日程第5 | 議案第85号 | 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第86号 | 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第87号 | 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第88号 | 飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第89号 | 財産の出資について |
| 日程第10 | 議案第90号 | 民事調停の申立てについて |
| 日程第11 | 議案第91号 | 飛騨市克雪住宅整備補助金に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第12 | 議案第92号 | 平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第13 | 議案第93号 | 平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第14 | 議案第94号 | 平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第15 | 議案第95号 | 平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第16 | 議案第96号 | 平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第17 | 議案第97号 | 平成27年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第18 | 議案第98号 | 平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第19 | 議案第99号 | 平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第20 | 議案第100号 | 平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第21 | | 一般質問 |

○出席議員(16名)

| | | | | |
|-----|----|----|----|----|
| 1番 | 前中 | 川嶋 | 文国 | 博則 |
| 2番 | 田洞 | 嶋中 | 清和 | 安彦 |
| 3番 | 野後 | 口中 | 勝和 | 憲正 |
| 4番 | 福菅 | 村藤 | 和武 | 彦彦 |
| 5番 | 菅内 | 田沼 | 明良 | 郎次 |
| 6番 | 森欠 | 海下 | 真 | 員子 |
| 7番 | 谷天 | 口木 | 充幸 | 希男 |
| 8番 | 葛山 | 谷下 | 寛博 | 徳文 |
| 9番 | 池籠 | 田山 | 寛恵 | 文子 |
| 10番 | | | | 美子 |
| 11番 | | | | |
| 12番 | | | | |
| 13番 | | | | |
| 14番 | | | | |
| 15番 | | | | |
| 16番 | | | | |
| 17番 | | | | |

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|-----------|----|----|----|----|
| 市長 | 井白 | 上川 | 久修 | 則平 |
| 副市長 | 山本 | 川本 | 修幸 | 一博 |
| 教育長 | 福野 | 田村 | 幸重 | 昭文 |
| 代表監査委員 | 小野 | 倉村 | 孝久 | 徳豊 |
| 会計管理者 | 石水 | 腰上 | | 廣昌 |
| 総務部長 | 藤谷 | 井澤 | 雅義 | 子行 |
| 財政課長 | 谷柏 | 木向 | 敦雅 | 則光 |
| 教育委員会事務局長 | 青沢 | 木上 | 孝清 | 秋 |
| 企画商工観光部長 | 川 | | | |
| 環境水道部長 | | | | |
| 市民福祉部長 | | | | |
| 農林部長 | | | | |
| 基盤整備部長 | | | | |
| 消防長 | | | | |
| 病院管理室長 | | | | |

○職務のため出席した事務局員

| | | |
|--------|----|----|
| 議会事務局長 | 東 | 佐藤 |
| 書記 | 中垣 | 由香 |

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長（葛谷寛徳）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。最初に発言につきましてお願いをいたします。自席での発言につきましては、マイクをご自分の方へ向けてから発言していただきますようお願いいたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により7番、福田武彦君、8番、菅沼明彦君を指名いたします。

ここで、市長発言の申し出がありますので、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さんおはようございます。発言のお許しをいただきましたので、一般質問に入る前に3点ご報告させていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、20日の土曜日から「飛騨市プレミアム商品券」の販売を始めました。お陰様で、土曜日、日曜日と約7割、3億円の中の2億1,000万円が販売の実績として現れました。あと3割の9,000万円余りが今日からあるわけでございますが、ぜひ皆さんに買っていただきまして、市の中で使っていただいて町の活性化に繋がればと思っております。よろしくようお願い申し上げます。

2点目は、先日でございますが、今度、揖斐郡で開催されます育樹祭のための木曳きの引き継ぎが高山から飛騨市へあったわけでございます。雨の中でございましたけども、議員の皆さまをはじめ、地域の皆さんそして河合町保育園の園児の皆さんにも参加をいただきまして、河合振興事務所からローズガーデンまで、木曳きを行いまして、ローズガーデンで式典をやったわけでございますが、河合町ならではの、小さいけれども、素晴らしい式典になったというふうに思っております。今度は、28日に白川村へ引き継ぎに出かけて行きたいということを思っておりますので、この育樹祭が成功裏に終わることを願っております。

最後でございますが、皆さまご存知のとおりでございますが、うれしいニュースでございますけれども、古川中学校3年生の根尾昂君が、先般の新聞報道でありますように8月19日から29日にアメリカのロサンゼルスで行われます「JUNIOR ALL JAPAN」チームの15名の中に選抜されたということでございます。

新聞では、中学生で142キロ投げたということで出とったわけでございますが、そういったことで選ばれて8月19日から29日まで遠征をします。

もう一つは今度は世界大会でございますが、これは日本で行われます「2015世界少年野球大会」これの中日本選抜チームにも根尾選手が選ばれておるということでございまして、この大きな大会に出場するというので、根尾選手におかれましては、今年行われました全中のスキー大会の回転で全国1位になったという実績を持っておる選手でございますが、野球の面でもぜひ頑張っていたらというようにお事を思っております。

以上3点報告させていただきます。それでは、今日、明日と8人の方に一般質問を受けたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◆日程第2 議案第82号 飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例について
から

日程第20 議案第100号 平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
(補正第1号)

日程第21 一般質問

◎議長(葛谷寛徳)

日程第2、議案第82号、飛騨市飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第100号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)までの19案件につきましては、会議規則第35条の規定によりまして一括して議題といたします。19案件の質疑と併せて、これより日程第21、一般質問を行います。

それでは、これより順次、通告順に発言を許可いたします。最初に4番、洞口和彦君。

〔4番 洞口和彦 登壇〕

○4番(洞口和彦)

皆さま、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ただ今より質問させていただきます。

今回の質問は8名の方が質問されますが、私を含めて3名の方が神岡商工会議所の問題について質問が予定されております。

以前、産業廃棄物処理場建設反対の問題でやはり、同じ議題で3名の方が質問されま

した。それと同様に市民の中では深い関心のある事項だと思っています。

私も今回から会派を離れまして、無会派となりました。質問順も9人の中で抽選を行いまして、見事、私が1番を引かせていただきました。正に新しい出発にですね、幸先のいいスタートだったと思っています。

今回、全体について、なんとかこのことがですね円満に解決できることを願いつつ質問したいと思いますが、後に控えた二人の方はですね、いい役者は後から出てくると申しますけれども、素晴らしい方でございますので属しながらそれも含めてですね、全体的な会議所問題について討論したいというふうに思っています。

まず、最初に神岡町公民館の直接管理と、神岡商工会議所の事務所移転要請についてご質問いたします。

商工会議所の会員は、ほとんどが小規模事業者であります。地域の経済や雇用を守る重要な存在でもあります。しかし、賃金や人材といった経営資源に大きな制約があると共に商圈の範囲や及び取り扱う商品・サービスが限定されており、価格競争やリスク対応が弱いために、構造変化の影響を受けやすく、現況の人口減少や高齢化、それから競争激化、地域経済の低迷等の構造変化に直面しておられ、売り上げの減少や閉店や廃業の課題を抱えてみえる方もたくさんおみえになります。

その中で、会員が一丸となり、会議所を中心に、新たな産業の創出や育成、地域ブランドの確立、観光振興の推進や少子化対策に地域の先頭に立って取り組みを進めておられる団体でございます。

また、平成26年度は北陸新幹線開通に向けて、飛越交流を積極的に進められました。観光経済交流会や、親子体験ツアーの開催、交流ソフトボール大会、飛越ぶり街道で歳末かがやき市の開催や、飛越弁当神通峡を開発され、新幹線の富山駅等で販売されています。

神岡商工会議所は平成18年、行政と協議を重ね、花園にあった商工会館より神岡町公民館へ移転されました。そして今の地で多くの方に利用していただき、親密さも増して参りました。

今後も現在地での会議所業務の継続を求め、移転時の経緯や会員企業や関係する21団体より、より利便性や行政との一定の距離感を求め、現神岡町公民館での会議所業務ができるよう要望を出されています。

要望に沿った話し合いで円満な解決は望めないのか伺いたいと思います。

まず、1つ目に、神岡町公民館の直接管理後の利用状況と効果はどうなっているのか。

教育委員会が地域の生涯学習施設の拠点として、公民館の管理運営を行うことを基本として、教育委員会が地域の各町内公民館を市民の学習ニーズに答えるための拠点と位置付けまして、地域情報の収集、発信することを目的に、昨年4月から住民の公民館の運営が浸透した神岡商工会議所の指定管理から直接管理に移行されました。

一昨年の12月議会での私の質問に対して、「指定管理の運営方法と管理経費を軽減の

両面から施設管理を見直し、指定管理をしたことが適切であったのか再検証する」と答弁されていますが再検証の結果についてどうなったのか伺いたいと思います。

また、経費面で光熱費や設備保全費、修理費等は大きく変動することはないが、運営費、事務費で60万円、人件費で約50万円の削減が可能と試算されました。実際、直接管理になってどのような変動があったのか伺いたいと思います。

また、昨年の利用状況について、指定管理時とどのように変わってきたのかお伺いいたします。

2番目に、生涯学習の拠点とする目的と具体的な対応についてお伺いいたします。

主催事業の公民館講座を始め、シルバー学級や家庭教育学級等の各種講座の充実を図る。24年度は13講座、25年度は18講座開講され、26年度はこの流れをさらに進めるとありました。26年度の実績と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

また、文化振興事業として、具体的に検討されるということでしたが、何が実施され、また、今後どのような方向へ進むのかお伺いいたします。

市民からご意見を聞き、文化協会をはじめとした外部の公共団体と連携、協力し公民館活動を充実するとありましたが、どのような要望が市民から出され、内容や実施したこと、その結果、今後のどのような取り組みをどのようにするのか伺いたいと思います。

3つ目に、神岡商工会議所移転の円満な解決は望めないのか。

平成25年12月議会で、移転についての考えを聞いた時には、「神岡振興事務所の教育振興係が、直接公民館の管理運営を行うことを予定しているだけであり、商工会議所が事務所として使用されている管理室の同居は、双方の事務に支障を来すという判断で、他の事務所整備を行う。神岡商工会議所の移転は、現段階では決まっていない」と回答されています。

直接管理後の経過や利用者の意見を聞いても、会議所の事務所使用はこの行動に支障があるとは思えず、生涯学習の拠点として利用にあまり影響がないのではないかと考えられます。なぜ急に十分な話し合いがもたれず、事務所移転を押し進めて行こうとしているのかお伺いしたいと思います。

本年1月28日の全員協議会で、神岡町公民館の指定管理者制度の下における、不適切な利用についての説明の中で、「貸し付け算定料の相違とパソコン教室運営事業者への貸付に問題があり、会議所への金額弁済については、当時、担当職員が知り得ている状況であり、放置していた事実があったので、弁護士に相談を試みたが請求は行わないこととした」との説明がございました。

また、事実関係については「神岡商工会議所に通告文を出した」そのような報告を受けました。

その後、会議所から見解が出されていると思いますが、どのような見解が出され、その見解の中で市が理解されていない箇所は何なのかお伺いしたいと思います。

また、今年5月26日の全員協議会では、前回の説明を覆し「基本協定違反分の金額

を会議所に請求する」と説明されました。

顧問弁護士に相談し、市長が判断され説明されたことです。短期間の中で何か特別な変更された項目があったのか。また、市長の判断がなぜ変更されたのか伺います。このようなことが、今回の移転の問題と関係があるのかについても伺いたいと思います。

現在、地方創生や人口減の歯止めに飛騨市あげての全員がまとまって立ち上がる大切な時期です。市民、会議所の意見を取り入れた円満な解決の道はないのか伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔副市長 白川修平 登壇〕

□副市長（白川修平）

おはようございます。それでは神岡町公民館に入ってみえます、神岡商工会議所の移転問題につきましてご説明させていただきます。

私の方からは総括的な説明をさせていただき、個別なことにつきましては担当部長の方から説明をさせますので、お願いをいたしたいと思います。

まず、本題に入る前に3点だけ申し上げさせていただきたいことがございます。

1点目は、神岡商工会議所は設立から63年余りが経過をしまして、先般の総会は第145回でありました。神岡商工会議所は、これまで、神岡町の産業を支え、牽引してきた重みを感じる組織であります。また、今後の神岡町の発展を思うとき、神岡商工会議所の重要性は言うに及ばず、どこかでは市内商工3団体を統合しなければならないときには、その中核をなす組織だというふうに感じています。

しかしながら神岡商工会議所が重要な団体であっても、商工会議所法の「商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて一般社会の福祉の増進に資することを目的とする」の規定は、社会教育法に規定する公民館とは、その目的を異にしていることからすれば、公民館に事務所を構えることは好ましいとは言えず、まして公民館の部屋を転貸することによって得た収入を、神岡商工会議所の収入としていた経理は許されることなく、早期に改善を求めたい。これが第2点目であります。

最後ですが、先般、神岡商工会議所の広報が神岡町のみならず区域外の古川町にまで配布され、この問題が多くの方の市民の関心事となってしまいました。情報公開は、井上市政の根幹をなす重要な施策の1つであり、公開を求められれば、その経緯につきましては、やぶさかではございませんけれども、特定の団体に関する情報を積極的に公開することとは別のことだと認識しております。今般の経緯についてこのような形で答弁することとなったのは残念な気持ちであります。

この3点を冒頭に申し上げまして、本題に入りたいと思います。

商工会議所の事務所は、神岡町公民館にあります。公民館とは、社会教育法に規定した、公民館施設であります。一方、神岡商工会議所の事務所は、行政用語では「行政財

産の目的外使用」であります。分かりやすく言えば、「行政財産」すなわち公民館の「目的外使用」つまり、「公民館の設置目的に沿わない目的以外の使用」ということであります。

そして、この度の市から要請は、「神岡町公民館を設置した目的に沿った活用をしたいから、別の場所を準備するので移転していただきたい」と申し出たことでありまして、移転先もないのに退去を求めているものでは決してありません。

市長から神岡商工会議所の牛丸会頭に依頼をしましたのは、2年前の10月でございます。その後、事務方で幾度となく協議を行い、その中で、商工会議所から「ハローワークの相談業務を行う小さな部屋を振興事務所の別のところに借りたい」との要請を受けまして、振興事務所2階の小会議室を追加して貸し出すというような協議まで進めておったのは、昨年5月のことでございます。

今年3月24日には、市長は牛丸会頭と再度面談し、文書を添えて再確認したところ、会頭からは「市の意向は分かったので、3月27日の役員会で報告し、返事をしたい」と述べられています。

一方、議会では3年前の平成24年3月に奥飛騨山之村牧場の指定管理者の議案に対する付帯決議を採択しております。その付帯決議では「指定管理者制度を導入しているすべての施設を法の趣旨に照らして再点検するとともに、収益施設は経営の効率化を、文化施設、福祉施設等はその設置目的の意味を再確認して」と述べられており、付帯決議の元議案の指定管理の期間が3年であったことから、3年間の内に指定管理施設全般を見直し改善をすることを求めた決議であったと理解しております。

この決議は、市が発足してからそれまでの8年間の指定管理施設の運営について、市の指導不足と、指定管理者の経営能力の欠如を糾弾されたと受け止めております。

そこで、有限責任監査法人トーマツに委託し、1年の現地調査を経て、決議から3年目の本年1月に商工・観光施設の指定管理者にお集まりいただき、今後4年間の改善計画をお示しさせていただいたのはご承知のとおりであります。しかしながらこの決議は、商工・観光施設以外の施設についても、その設置目的の意味を再確認して運用するよう記されております。

従って、神岡町公民館をその設置目的に沿って運用することを求めたのは、洞口議員をはじめ議会の全議員だと理解しております。

さらには、今般、神岡商工会議所から出された請願にも大きな誤りが2点ございます。1点は後ほど教育委員会から説明させていただきますので、私からは、1点説明いたします。ここで、議長の許可があれば資料を配布させていただきたいと思っておりますがお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

執行部から説明資料の配布願いがありますので、これを許可します。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

資料配布のため、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前11時00分 再開 午前11時01分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

□副市長（白川修平）

請願の前段、主旨のところにはこのように記載をしております「神岡商工会議所が、神岡まちづくり計画の中で神岡町公民館に移転してきた経緯も含めご理解いただき」とございます。しかしながら、ただ今お配りした資料は、合併直前の平成15年3月に神岡町で作られた「神岡町中央地区まちづくり構想」でございます。

この中では、資料の最後のページでございますが、商工会議所は神岡町公民館ではなく庁舎に入る構想となっております。「神岡町中央地区まちづくり構想」は、神岡町役場が一方的に作った構想ではなく、前のページを見ていただきたいと思います。右のところに検討委員会のメンバーがでございます。東京大学の西村先生をはじめ、大学の先生方、専門家の皆さま、そして自治会の代表の皆さま。加えまして、各種団体の代表が加わって検討委員会を設けられ、相談された結果であります。当然、この中には神岡商工会議所の会頭も構成員でございます。先般、市長に要望書を出された各種団体の名前もこの中に加わっております。当時のままの現在も役員を引き継いでみえた方には、要望書に出された方もこの中の構成員のメンバーに加わっている方もみえます。

つまり、神岡商工会議所も、各種団体も神岡商工会議所が旧神岡町役場に入ることを認めていた訳でございます。

この平成15年3月は、前年11月に発足した2町2村の法定の合併協議会が、新市の市役所は古川町役場庁舎を使用することで既に決定している時期であり、当時の神岡町が役割の少なくなる庁舎に図書館や商工会議所を入れることを決定したことは、合併の趣旨からすれば合理的な決定であると評価をします。

一方、神岡町公民館は、神岡町の地形的制約からすれば、合併があってもその機能を移す施設がないことからすれば、その役割に変わりなく、その施設を目的外に貸し出すことには、理由がありません。

これまで述べてきたように、神岡商工会議所に旧神岡町役場庁舎に移転を求めることは、一部報道にあるように井上市長が一方的に進めてきたことではなく、合併当時の神岡町の総意であり、神岡商工会議所もその決定に加わっている訳であります。

その後、議会は、神岡町公民館が目的に沿った運用することを決議しました。それで

も市長は、神岡商工会議所の牛丸会頭と2回面談し、これまで2年余りを費やして協議してきたことからすれば、突然決定したことではございません。

むしろ、振興事務所の部屋の使用まで相談し、3月には牛丸会頭自らが、「市の意向は分かったので3月27日の役員会で報告し、報告をしたい」とまで発言されてきたことを、突然に、これまでの協議結果を白紙にされたことに対しまして困惑しております。

昨年3月、議会は公有財産の管理に関する決議をされましたが、市は決議を受けて財産の貸付に関する減免、免除の要綱を整備しました。この中で、商工団体は財産の貸付にあたっては減免や免除をしないと規定しましたが、市にとって必要な団体が組織の存続に影響する事態となれば、減免や免除でなく、補助金を交付する意向であることはこれまでの議会で答弁させていただきました。

つまり、安易に減免や免除することによって経理を圧縮するのではなく、収入しなければいけないものは収入し、支出しなければならないものは支出するとの会計処理を目指すものであります。

請願にあるように、神岡商工会議所が振興事務所に移ることによって運営に支障が生ずることとなれば、補助金については協議させていただきたいというふうに思っております。以上です。

〔副市長 白川修平 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

おはようございます。それでは教育委員会主管の施設でございますので、ご質問の方に順次お答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。神岡町公民館の直接管理後の利用状況と効果はどうなっているのかでございます。

平成18年度から指定管理者制度導入によりまして、指定管理施設となって以降の業務委託内容は、貸館業務となっており、社会教育法第5条に定める公民館の事業が能動的に行われているとは言い難い状況でございました。

直営管理に移行してからは、生涯学習の推進の観点から、積極的な自主企画講座の運営に取り組むべく、進めているところであります。

平成26年度の具体的な事例といたしまして、吹奏楽部の生徒の技術力向上に資すべく、自衛隊音楽隊と中学校、高校の吹奏楽部との合同演奏会並びに同音楽隊によります実技指導の開催、重力波研究の内容と期待される成果を市民に広く周知することを考えて、企画商工観光部との連携事業として、東京大学教授による「宇宙物理学と希望学の異分野融合講演会の共同企画」また、新しい切り口としまして料理教室の開催を行っております。

また、1階ロビーにおいては、保育園、小中学校、高等学校の生徒の作品の展示を始めとした多様な展示を開催し、市民の文化芸術に対する資質の向上に努めているところです。

言い方を変えますと、こういった取り組みが指定管理期間中には十分に行えていなかったと言える訳ですが、指定管理の基本協定、これには公民館に取り組むよう仕様書に「特記事項」を付しませんでした。このことが、公民館の設立趣旨に沿った運用ができず、管理上適切とは言えなかったものであると認識しております。

次に、経費の関係についてでございます。平成25年度と26年度を比較いたしますと、運営費・事務費面で約25万円の減、人件費では6万円の増となっております。管理費全体といたしまして、155万円程の減となっております。

また利用者数について同様に比較しますと、平成25年度が2万8,487人、平成26年度が2万6,346人、対前年度比92・5%、人数で2,141人の減でありました。

減少の理由としては、教育振興係が入っております会議室、こちらが非常に重宝されておりました結果、そちらの方の使用によります減も一つの原因と考えられますが、それ以上に神岡振興事務所から現在の場所に事務所を移動した結果として、気軽に立ち寄られる方が増え、これにより、直接のご意見やご要望を聞くことが出来るようになり、今後の公民館講座などの企画立案の参考となっております。

2点目、生涯学習の拠点とする目的と具体的な対応でございます。

少子高齢化、過疎化の急速な進行に伴い危惧されていることは、地域のコミュニティの崩壊であります。神岡地区におきましては、最大規模の船津中央区が先ごろ解散されるという危機的状況がすでに起こっているところであり、地域のコミュニティ維持のためにも住民の拠り所となる生涯学習の拠点施設の設置は急務でありました。

具体的な講座に関しては、自分の特技を活かしました講師となっただけの「誰でも自主講座」を8講座、生涯学習係で企画した公民館講座が1講座、そのほかに、先ほど説明しました公民館主催の事業・講座を開催しております。

また、教育振興係によります「シルバー学級」の開催についても、公民館に事務所が移転し参加者とのコミュニケーションが密となりまして、平成26年度登録者数101名に対しまして平成27年度登録者数が139名と37・6%の増加をしております。

今後は、これまで地道に継続してきた講座に加え、利用者の要望に即した講座の開催や、講座に参加することの少ない若者、男性に興味を持ってもらえる内容の企画を進めてまいりたいと考えております。

3点目、神岡商工会議所移転の円満な解決は望めないか。何故、急に十分な話し合いがもたれないまま、事務所移転を進めて行くのかでございます。

本件につきましては、商工会議所の内部事情もあるのではないかと判断をし、指定管理契約終了半年前の平成25年8月の段階で市の方針をお伝えしており、決して急な対

応とは考えておりません。

神岡町公民館の直営管理にあたり、当初は、神岡商工会議所の移転について決まっていなかったことは、議会において、答弁しているとおりであります。

しかしながら、平成26年度の一年間を直営で管理を行ってきた中で、当初から危惧しておりました空調操作監視盤、自動火災報知器集中監視盤、非常放送設備これが神岡商工会議所の事務所にあることに不都合が生じております。具体的には、空調関係では、燃料の送油ポンプの不具合で頻繁にエラー表示が発生しましたが、教育振興係の事務所では感知できないためその対応にタイムロスが生じております。

同様に考えますと、有事の際に自動火災報知器集中監視盤、非常放送設備が教育振興係の事務所にはないことは危機管理上、重大な欠陥であり、利用者の生命の安全のためにも直ちに改善が必要であると考えております。

この点については、当初の神岡商工会議所の話し合いの中で、連絡を取り合うことで対応することとしておりましたが、冬季の除雪、これを一例に挙げてみましても、同じ施設を利用する団体として協力する姿勢が全く見られない中で、有事の際にアラーム鳴動などの事実の伝達のみでは、初動体制に遅れを取ることは必至であります。

このことについて、先に発行されました「神岡商工会議所たより」に掲載された21団体の要望書に、「市の管理になって人数が3分の1以下。このことで細かな対応に支障をきたしている現状が見られる」とあり、事実関係として対応に支障があるとは全く考えていないところですが、仮に支障があったとしても、同じ施設内に事務所を構え、以前、公民館管理を経験した団体として何も協力していないから支障がある、ということに繋がるわけで、神岡商工会議所が主張する「直営で人数が少なくても対応できない部分を補てんする意味での神岡商工会議所の存在」には、なり得ないものです。

また、移転先として提案している神岡振興事務所の1階部分は神岡図書館の移転が決まっており、行政組織は2階以上の部分となることから、すでに神岡振興事務所は複合施設であり、神岡商工会議所の主張する行政組織の建物との認識に錯誤があるものと考えます。

また、神岡商工会議所から提出された請願書において、認識に誤りがあります。

神岡町公民館にこれまでどおり事務所を置きたい理由として、移転後の賃料が大幅に増額すると主張されていますが、賃料が増えるのは、神岡商工会議所が求める事務所面積が増加することであり、1平方メートルの平米単価は、神岡町公民館の1万5,283円に比較し、神岡振興事務所は1万4,147円、1平米あたり1,136円安くなります。

こうした事実から教育委員会としては、神岡町公民館のお明け渡しを希望しておりません。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、3点目の神岡商工会議所の事務所移転で円満な解決は望めないのかについて指定管理業務を担当しております立場から、回答をさせていただきます。

市は、平成18年4月1日から神岡商工会議所に対して神岡町公民館1階事務所部分86・52平方メートルを月額4万2,000円貸し付けています。これは先ほど説明しました行政財産の目的外使用であります。この時の契約は、教育長名でなされており、法律違反ではありますが、契約としては有効であります。ところが担当者のメモで、50万0,000円÷12カ月、約4万2,000円とあり、4万2,000円の算出根拠がなぜか、32・2平方メートルの使用面積に対する評価でありました。これを本来神岡商工会議所が納めていただくべき契約書の面積86・52平方メートルで算出すると、月額約11万2,000円余りとなり、月額約7万円、年間では約84万円、これが発覚した25年までの8年間では672万円が収入未済となっております。しかしながら、このことは契約書において月額4万2,000円と明記してあることから、故意か過失かは別にして、契約書を作成した市の職員に一義的な責任があることは明らかであります。

一方、神岡商工会議所は、A社との間において、平成22年2月1日にBを賃借人として、2階作業室を月額3万円で賃貸借契約を交わしています。この2階部分は、行政財産の目的外使用として貸し出していた1階事務所部分とは異なるため、契約上は、市が神岡商工会議所に指定管理を委託していた部分に相当します。指定管理の基本協定では、施設の利用によって生じた利用料金は、その業務会計に収入されることとなっておりますが、実際は、賃借料月額3万円は、神岡商工会議所の会計に収入してありました。そして平成22年2月から、指定管理期間終了までの50ヶ月の収入合計は、総額150万円となっております。従って、神岡町公民館の指定管理期間のうち、平成22年2月からの50ヶ月間は、神岡商工会議所は、光熱水費を除けば、月額4万2,000円の賃料から3万円の収入を引いた1万2,000円、1年間ではわずか14万4,000円で神岡町公民館の事務所を借りていたこととなります。

神岡商工会議所では、この部屋は、行政財産の目的外使用で借りている1階86・52平方メートルに含まれると主張されてますが、契約書にはっきり1階事務所と明記してある以上は、この主張には同意できません。

また、この契約書には転貸、又貸しは禁止事項として記載されており、第三者に貸し出すことはできず、ましてそこから生じた賃料を神岡商工会議所の収入にすることなど、看過することはできません。

それでも、その間の経緯を確認するため、文書にて確認したところ「2階作業室につ

いては、公民館移転時に市教育委員会担当課より使用許可をいただいた」そして、「許可は担当者からの口頭の許可であった」の回答でありました。そこで、再度許可した担当者を教えていただきたいと申し出たところ、「当所（商工会議所）内において再度検証してみました。当該職員と分かる記載帳票の発見及び当時の的確な記憶を確認するに至らず氏名を提示することは、当事者に対して不利益な処遇を被る恐れがあると考えられますので、氏名の提示を控えさせていただきます」との回答があり、契約書の内容を覆す証拠を示されませんでした。契約書に反する事項を主張されるのであれば、その証拠を示す責務は、主張される側にありますが、なされなかったということです。

そこで、2階作業室に係る収入は、契約どおり指定管理施設の運営に伴う収入とみなし、指定管理施設の決算書を再精査した結果、113万2,000円余りに利息を加えて請求したところであります。

なお、事務室部分の使用については、使用料の減免団体に当たるのではないかとの主張がありますが、月額4万2,000円の算出根拠が、正規の金額の一定割合でないことや、減免申請の書類が一切存在しないことから、減免団体ではありません。

また、類似の商工団体との比較であります。他の商工団体の減免措置は旧町村から引き継いだものであり、新市発足後生じた神岡商工会議所とのこの契約は適用を受けません。また、旧町村から引き継いだ減免措置も、昨年3月末を持って効力を失くしています。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時45分 再開 午前10時46分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

○4番（洞口和彦）

丁寧ないろいろ資料まで頂き、説明ありがとうございました。

まず、1点ですね。この生涯学習講座が、単刀直入に直接管理になって、いろいろといいところばかりだよって言うふうに言われています。確かに夢と理想は良いんです。

しかし、現実には人数とか回数ではないと言われています。昨年、やられた8つの講座で後期も含めた人数は、50人ちょっとなんです。生涯学習講座に新しいところはどんどん取り入れると夢を語ってみえますけども、現実として目的とする効果というのは表

れていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

今ほど私の方の主張は、答弁させていただいたとおりでございますけども、洞口議員質問されるんですけど私たちの方で一番分からないのは、わざわざ、振興事務所の1階部分に求められる面積以上の準備をして、入ってくださいという準備をした。その中になぜ、商工会議所が入らないのかということなんです。

今ほど洞口議員、延々と前段で述べられましたことは、商工会議所側の言い分でありまして、私たちの方で公民館条例に基づいて公民館を運営したいということにつきましては、別にしてあるわけですね。この辺がはっきりしないんです。洞口議員のその判断は、例えば、質問の中に「行政の事務所と一定の距離感を持って」というようなこともあるわけでございますが、1階の部分に商工会議所が入ってですね、今の公民館のところと駐車場をひとつ挟んだだけなんです。公民館の方が行政財産として、今から公民館条例に基づいて行うべきなものであって、これを、ただ出ていけということになしに、準備までしてあって、洞口議員が今まで述べられたことにつきましては、振興事務所に入りたくなければ、公民館側を明け渡していただくだけで結構でございます。この辺は、公民館を生涯学習の拠点としてやりたい。

今ほど言いましたどれだけの効果があるかないかということにつきましては、なければ生涯学習の拠点として行政側としてこれからがんばって、地域と一緒にやって生涯学習の拠点となるようにしていくのが行政の責務であったということで、それは、効果が無いから商工会議所があそこにもいいのかなんて言うことは別問題でございますので、この辺はご理解をいただいております。

そして、今ほど副市長の方からずっと述べましたけども、これだけ私の方で主張したことを理解していただければ、議員として、市の生涯学習をどうするかというところの観点に立って考えれば、商工会議所の皆さんには今までの経緯はこうあったけども、こういったことで、行政としてやっていきたからということで、逆に商工会議所の方を言って聞かせて納得してもらおうような動きをするのも議員の責務だと私は感じておりますので、この辺は洞口議員よく理解をいただいております。

○4番（洞口和彦）

今の市長の質問は私まとめてまたしますので、先回り答えていただいてありがとうございます。

私が言ったのは、直接管理になってからのやり方ですね。いろいろと言われましたけど、そのこと自体が私が言ったようにみんなをいろんな人を集められるような。本当の真の意味で市を挙げた生涯学習になっているのかどうかということ。そっちの内容につ

いて聞いている。後のことは別問題でまた聞きますのでお願いします。

△市長（井上久則）

これはですね、私が言いましたように商工会議所が出るとか出んとかという問題とか
け離れた質問でございますので、直接管理をしたから効果が上がっておるのかどうか。
そりゃ、上がってなければ上げなければならないということでございます。これが上が
っていないから商工会議所がいても良いというような方向にどうも聞こえるわけござ
いしますが、それは、別問題だというふうに思っています。

○4番（洞口和彦）

ちょっと間違えてみえるんです。次、進みます。

先ほど、この資料を出されて「まちづくり構想」の内容はよく分かりました。しかし、
この構想を出して入るまでに、担当者と市側といろいろな交渉をしていますね。その結
果、今の公民館に入ることになった訳です。それらの経緯はどういうふうに理解されて
いますか。

□副市長（白川修平）

今回の洞口議員の質問に対しましては、この点のところの質問がございませんでした
ので、答弁はさせていただきますでしたが、平成17年に市の施設55施設につきま
して、指定管理の一括申請がございました。

この中で、市は、一部、河合のローズガーデンは事前に指定管理を出しておったわけ
でございますが、旧町村から引き継いだ55施設につきましては、平成18年の4月1
日に指定管理を出したわけでございます。この時に出されたものは、それまで委託とい
う契約の中で持ち込まれたものがほとんど指定管理になっているわけでございますが、
なぜか、神岡町公民館だけは全く公民館とは設置目的と違った神岡商工会議所の方から
の申請があって出されたものでございます。

当時の書類、議会の時の担当者の説明を読みましても、旧商工会館の老朽化に伴い神
岡商工会議所があそこの指定管理を受けたいという要請があったので、指定管理をした
いということで議会の方に提案をされて当時の議会に説明をしてみえます。

当然、本会議でも本来の設置目的とは異なっているということで反対された議員もあ
るわけでございますが、少なくともこの請願に書かれておるように、当時の市から神岡
商工会議所に対してあそこの公民館に入って欲しいという要請とか協議をしたものでは
なくて、少なくとも議会等に報告されておる資料から見ると、神岡商工会議所が神
岡町公民館に入りたいと言う申請をされて入ったというふうに認識をいたしております。

○4番（洞口和彦）

ちょっと分かりずらかったんですけども、私、市長に言われたようにですね理解した
いと思って、どっちがどっちって言ったんですか。今日は市長側の意見聞いて、また今
度は全協でもこの意見聞きますから、それで皆さんそれぞれ判断。例えば今日でも皆さ
ん聞いてみえますからね。それで判断されることであって、その為にも、再質問させて

いておるんですけれども。

私が今聞いたのは、いろいろと経緯はあっても、この「まちづくり構想」では振興事務所の中に入ると言ったんやけども、最終的に公民館に入っていますよね。それも話し合いで入られていますよね。だからその話し合いの中で、どうして構想でびっしりと振興事務所の中に入れということがうたわれているのに公民館に移転されたその経緯が分かりますかと聞いているんです。

□副市長（白川修平）

先ほどの議事録であります、指定管理者を出した時に担当部長がこのように説明をいたしております。「神岡町公民館についてこの施設につきましては、今まで直営で管理を致しておりましたけども、今般の指定管理者制度導入に伴いまして、いわゆる商工会議所の方の商工会館の老朽化の問題、そのの拠点を飛騨市の方で公園整備計画として（交付金事業）そういったことで、計画をしているようなことそういったことを絡めながら神岡商工会議所の方で指定管理者の指定を受けたいというようなことがあったということでそれらを精査した結果、神岡商工会議所の方へ指定管理をしたいということで申し出た」ということでございます。

それから、ただ今の洞口議員のご質問でございますが、私、先ほど答弁申し上げましたように、平成24年の決議は洞口議員も決議してみえるんです。神岡町公民館は設置目的に従って運用しろということをおっしゃってみえるのは、洞口議員なんです。どうして今頃になって、手の平を返すような発言をされるのかその理解ができない。

それから、もうひとつ申し上げたいのは、神岡町公民館の事務所部分は指定管理を出していた時に指定管理に使ってみえた面積は、使用料を頂いていません。神岡商工会議所は、神岡商工会議所の本来の業務を行うわけでございますので、現在、会頭室等に使用されている部屋とそれから事務所部分の一定割合は、公民館部分の公民館の事業として使うスペースではなくて、商工会議所の本来の業務として使うスペース。この分について、当時、月額4万2,000円の賃料を頂いていたわけで、洞口議員が決議に参加された趣旨からすれば、現在、会頭さんが使ってみえる部屋もそれから商工会議所の事務所として使ってみえる部屋も本来の公民館の施設として、利用するように条例もそのようになっていますし、それから法律もそのようになっている。それをですね、目的外使用をどうして今外すんだというような洞口議員のご指摘そのものが、むしろ私には理解できません。本来の議会の決議に基づいて、あそこを移すわけですので、まさしく議会の指摘に従って今回、行動したということでございます。

○4番（洞口和彦）

毎回この話になるとそういう話になっちゃうんです。私は全体的なことを主張してはいますけれども、個々のやり方、過程については、プロセスの中ではいろんな意見を言い合ってどうなっているのか、どうしたらいいのか。当然、これは一般質問ですから議論合ってしかるべきだと考えています。

では、質問を変えますけども、例えば会議所は飛騨市に3つございます。古川会議所は総合会館の中で個別に建設されたということですが同居してます。それから北飛騨商工会は河合振興事務所の中で、25年度までの資料でございますけども、一応、電気代だけで無償貸し付け。昨年、見直されて若干、先ほど言いました支援策がとられていますよね。神岡の場合もいろいろございましたけども、最終的には金額を上げて支援策はとられていません。これですね、3つの会議所は方向付けとか役割はみんな一緒なんですけども、場所もちろんそうですし設立等も違いますよね。市は、相対的にこれらを含めて会議所側の在り方についてどういう方向で行きたいという考えなんですか。

□副市長（白川修平）

まず、経緯の方から説明させていただきますが、手元に資料がございませんので数字が少し曖昧なところがございますが、平成25年度までは冒頭の説明で申し上げましたように旧町村の減免規定をそのまま適用して手つかずのまま残っていました。それを議会の方でそういう施設の管理に対する決議をされた結果、ご存知のように平成26年の当初予算に対する決議でございましたので、1年間の内に是正をしろと言うことになれば、目的外使用料は4月1日に算定するわけでございますから、4月1日に使用料を頂くようにした訳でございます。

北飛騨商工会議所につきましては、これまで無料だった施設が年間で約150万円余りだったと記憶していますが、使用料が増えた訳でございます。当然、北飛騨商工会議所さんの方では新年度予算を組んでみえるわけですが、先ほど申し上げましたように、出すものは出す。頂く物は頂くという趣旨の中で、150万円は使用料としていただきながら、金額は正確ではございませんが、およそ150万円余りの補助金を上乗せさせていただきます。

ただし、今年度ですね、平成27年度につきましては会計を精査しまして、この分が圧縮しまして約100万円ほど減額しております。2年前と比べますと約50万円ほどの増額になっておるわけでございます。

神岡商工会議所につきましては、先ほどの質問で申し上げましたように減免措置をしてあったわけではございません。契約そのものの4万2,000円の契約があったわけですが、これは1年ごとに契約であって、しかも、その4万2,000円は本来いただかなければいけない11万2,000円の減免措置とか免除措置ではなかったわけでございます。正規の金額に戻しただけのことでございます。少なくとも北飛騨商工会議所が旧河合村から引き継いだ減免措置をそのまま適用した条件とは異なるわけでございます。

従いまして、私も答弁で最終的に申し上げましたように、頂くものについてはいただきますけれども、今後、振興事務所の方へ移っていただいた時に、商工会議所の経営基盤が損なうような事態となれば補助金については再度検討させていただきます。

ただし、これは、減免とか免除ではなくて、いただくものはいただくけれども、それ

で経営が大変になったところについては補助金として考慮させていただきますという話をさせていただいており、それ以前の移転の問題のところで話が止まっておりまして、具体的などころの協議までには至っていない。

ただ、市としましては、このことにつきましても当然協議をさせていただく用意があるということは冒頭の質問の方でお答えした通りでございます。

○4番（洞口和彦）

会議所さんの運営はいろいろですが、先ほど冒頭に私が申しましたように苦しいことは間違いないです。

それで支援の形で対応するという、任せとけど。市役所の中を直しますから、そこに入れということになります。もしそこに入れということになると市役所の場合は貸付面積が広いから高くなるだけであって、単価は低いと言われました。その借用地について、もちろん場所は他に余裕がございませんから1階の東側だと思います。その中で、そんなに要らないので、例えば北飛驒商工会さんもそうですがかなり快適で。そういうような半分しかいらんとか3分の1しかいらんとかそういう運用面での話し合いはできるんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

これはですね、振興事務所へ入るということであれば、この面積は部屋の壁を取ったりして準備するわけですが、それが広すぎるのでまた壁で割ってくろということは無理になります。

今までの経緯として、商工会議所が求める面積は十分確保しておりますし、部屋の数も確保したわけですが、先ほど副市長が言いましたようにそれによって増額した分で運営が圧縮されるのであれば、補助金の方で検討するということです。そうでないと、折角いい部屋がですね、必要なだけの面積で割るなんて話はできませんので、この辺は運用の中で入っていただく時に検討することだということでございます。

まず、振興事務所に入るのか、別なところに行って造るのかその辺の返事をいただかないと前へは進めません。

○4番（洞口和彦）

いくつか、そういう相談もできるということでした。最終的に会議所が払う賃貸の額の問題が大きく関わりますし、ここへ移転した時の費用や自分の使いやすいようにしなければなりませんので、その辺の費用の絡みの今の回答から見ますと、ある程度の信用をしていいということでございますので、この点はですね、話し合えばできるのかと。

ただ、やっぱり基本は、なんとか今までどおりやって欲しいという意見もあるわけですから、そういう意見にも若干、耳を傾けた話し合いを継続されることを願っています。

それから、不要貸付の問題で、これもいろいろとこれも意見が違って、契約でき

ないところを契約したことです。それについては、今言われたことは理解できるんです。しかし、やっぱり物事には全て経緯がございますし、基本的にはいろいろ話をし、2階の部屋は教育委員会で物置とかいろいろな資料や発掘したようなものを置いてそれを引きあげて、教育委員会がここへ（神岡公民館）来ましたので、その部屋が空いていて修理して使っていいということで、それは当然、会議所のあれがなっていないと言いますけれども。例えば、先ほど生涯学習の中で、パソコン教室を開きたいけども、パソコンというのは、1回1回持ってきて据え付けておくわけにはいきませんから、ある程度、部屋を占領してしまいます。だからやるんならそこを貸切で。部屋がないかいろいろと探したらそこがいいだろうということで、そこも許可したということになります。

先ほどいった契約はあれにしても、それらの経緯からみて、もちろんこれは本会計は会議所にはなくて事業特別会計の中で、事務負担金として計上されていますし、それまで使っていたいろんな会議については、その時間がダブった場合は他の部屋を借りて、管理下にあった部屋を借りてそこでお金を払われているんです。

だから、そういう意味も含めて若干、全額返せというあれですけども、その辺は今言ったような先ほどみせた温かみのあるふくみはないですか。一方的ですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

この件につきましては、先ほど答弁をいたしましたように、担当者から許可をもらったんだからいいんだというようなことの趣旨だけの回答しかいただいていませんので、今その当事者でない、洞口議員の方から、こういう場合はどうだという質問をされても、これは、当事者間の中で協議をすることであると思っておりますので、洞口議員に対してお答えをするという性質のものではないというふうに思っております。

○4番（洞口和彦）

はい。よく分かりました。すみませんでした。

では、ひとつだけ言っておきます。

私、前段の質問でも挙げましたが、全員協議会の中で、これは違法契約だからここでとっていたお金は全部取り返し、それは市民のためだと言われていました。

しかし、担当者が知り得た事実で、請求しなかった事実があったので、顧問弁護士と相談したけども指定管理を辞めた今では、とれないだろうという判断で、やめたと言われました。

ところが、6ヶ月も経たないうちに今度は「全額取りましょう。ください。法的な処置もとります」と判断が変わりました。弁護士の助言を聞いて最終的には市長が判断して、そう決めて全協で発言されたんです。この期間に、どのように変わったことがあって、許せなかったことがいろいろあったのかその辺の心理についてお聞かせ願います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

当初、全額返還を求めないということにつきましては、主なものは面積の違いの、先ほど企画部長が話しましたように6、700万円の大きなものに、プラス月3万円のものが掛かっているわけでございます。弁護士への説明が悪かったかもしれませんが、それをまとめて、これはいろんなことがあって請求ができないだろうということやっただけですけど、弁護士にいろんな詳細を見せて説明したら、違法で貸しとったものは、間違ったことは間違ったものとしてしっかりやらなければならないという判断でございます。うちの方もその部分だけに百数十万円になったわけでございますが、これについてはやはり、商工会議所が違法で契約違反をしたことによって得た収入でございますので、うちの方としては請求して私の方へ納めてもらうように求めるというふうに判断を変えて、先般、お話をしたものであって、全体の大きなものにつきましては、前も後も請求はしないという考え方に立っているわけでございます。

○4番（洞口和彦）

若干、寛大な土地も半分はね。半分については、わずか6ヶ月の間に。はっきり言えばやめましたと言って、やりますよという。その変化というのは。もちろん是非とりたいと言う意思が、前からそのとおりあったと思うんですよ。しかし顧問弁護士に何とか取れないかと言う相談をして、これは無理だろうという形で市長が判断したことで、何があったのか。

△市長（井上久則）

その洞口議員の言っていることが分かりません。間違ったものは間違ったとして議会としても当然、取るべきやということで、先般の全員協議会で私の方から説明した時にそれはそやと。私は「間違った分だけはしっかり取れ」というふうに議員の方は判断していただけるものと思っておりました。今は、市民に対して説明ができません。これを取らないと。そういうことで判断をしたと。6ヶ月で判断を変えて、黙ってやっただけで言うのなら、全員協議会の時も言いましたように、叱られますけども「こういったことで、前にもこいつは説明したけども、こういった形の中で進めさせていただきたい」ということで、再度議員の皆さんにお知らせをしたこととございますので、この辺は、どうして変わったのかどうかと言う問題でなしに、しっかりとした手順は踏んだと思っています。

○4番（洞口和彦）

中々、意思が固い市長ですので。

私、もうひとつ気になったんですが、私も43年いろんな職場を転々としてきましたけども、その中で、今の項目に対して「職員は重い処分をする」と最初の協議会で言われたんですよ。私は、そんな恐ろしいことをもちろん管理者としても何年も勤めました

けども、そんなこと言ったこともないし、聞いたこともないです。「これは、すごいな。職員めげるとはならないかな」と思ったんです。この話は終わりましたか。どうなっていますか。

□副市長（白川修平）

現在、処分委員会にかかる前の事情聴取、それから法律上の責任の問題等を含めて検討している最中でございますので、いずれかの中では処分委員会にかかるというふうには思っております。

それから、洞口議員「このようなことは」とおっしゃったわけですが、現在の流れとしましては、職員がおかして、本来徴収すべきお金を徴収できなかったということにつきましてこれは、「住民監査請求」の対象にも当然なりますし、それから「住民訴訟」の適用にもなるわけです。

職員が本来、徴収すべきお金を徴収しなかったと、これはですね、どこの職場においてもこれはゆゆしき問題でございますので、重い、軽いということは別にしましても、そうした責任は当然あるということは、これは飛騨市の行政に携わる者だけでなく、全国どこの公務員でも同じことだというふうに理解をしております。

○4番（洞口和彦）

姿勢というかあれがよく分かりました。それから、市長が先ほど申し上げたように、いろいろ説明を受けた中で、理解している部分もかなりあるんですよ。だから今回はこう聞いていて、また後で聞いてみて、判断とは別問題です。

まあ、説得して欲しいと言う意見がございましたけども、私たちは決して市民間で争いをする時期じゃないと先ほど申しました。なんとかですね、率直な言い分はそれぞれ相手に伝えて、全てどんな契約でも最初、揉めた時には話し合いで解決しましょうというふうになっていますので、是非ですね、イメージ的に悪くなるようなことは避けてですね、この問題が1日も早い決着をみることをお祈りしまして、時間の都合上次の質問に移りたいと思います。

△市長（井上久則）

当初からですね、これはこういった事態にまで行くと思わなんだんです。片方は法律違反の事をしており、それを直すために公民館として、生涯学習の拠点として使いたいからお願いしたいということで話をしたことが始まりでありまして、途中から向こう側がですね、かなりヒートアップしたのか知りませんが、会報が出たりそのようなことをして大げさになってきたのが事実でございます。

法律違反とかそういったことを含めてですね、正常に戻そうとしているのが行政側であって、それを無理にと言いますか、洞口議員の質問もそうですけども、あそこにおいてもいいようにしてくださいというようなことにつきましては、納得のできないことでございますので、思いとしては振興事務所に入ってくださいか、入らなければ公民館以外のところで、事務所を構えてもらう。この2択しかないということをお願いいたします。

○4番（洞口和彦）

理解も若干しましたし、市民にとってはどうか分かりませんが、私にとっては良い討論の場だったと思います。

では、次の質問に入ります。

2番目にですね、飛騨市の市有財産の土地貸付と公共施設の借用地について伺いたしたいと思います。

事業運営や地域の発展に大きく貢献してきた観光地の借上地の問題、地権者の方には長きにわたり協力をいただきまして、地域振興や交流人口の拡大に大きな役割を果たしてきた、今後も果たしていくものと思っています。

地域事情や実施時の時期や状況、それから面積等の違いがあり、その時々々の営業の収益の問題、その都度、話し合いにより条件は異なっても、長い信頼関係で事業の継続が図られてきました。レジャーの多様化等により会社経営は厳しいところもございますので、運営を継続していくためには、市も厳しい財源の中で、賃貸借されてですね、無償貸付して多大な協力や支援をいただいていることは心から感謝しているところでございます。今後、見直しを含め、当事者とのお話を進めていってみえますが、現段階までの取り組みや今後の方向性について伺いたしたいと思います。

1番目に、市有財産で貸し付けしている土地と借用地の現況について伺いたします。

現在、飛騨市が貸し付けている土地と、観光事業で借り入れている土地の面積や費用について、旧町村別に伺います。いつからの借地で、借用料はどのように変化しているのか伺いたしたいと思います。その中でも、大きな利用規模のところを3か所くらい挙げていただけるとありがたいと思います。

2つ目に、今後の方向性と売却と購入の基本的な考えについて伺います。

借用地については、算定基準を設け、地権者と交渉を続けるということですが、各地域において、契約時の状況や地域産業振興や過疎化防止、経営の存続にどのように配慮して話し合いを行っているのか伺いたしたいと思います。

また、基本的に売却、購入の方向性はどのように考えているのか。地権者にとって希望の方向で進めているのか伺いたしたいと思います。

3つ目には、長期契約の実態でございます。

事業継続を考え一般的に長期契約が多いと思いますが、実際に何年くらいの契約をされているのでしょうか。長年にわたる契約ですと、契約ごとの見直しができにくく、現況の変化に気づかず事務的に処理される傾向にあります。今回、飛騨市で購入した土地の賃貸契約が継続されていたことが判明したとのこと。なぜこのようなことが起きたのか。間違った契約の金額の全貌と処理方法や対処方法を伺いたしたいと思います。

4つ目には、借用地の固定資産税の考え方について伺います。

本年は、固定資産税の見直しの時期であります。借用地で昨年の固定資産が50倍以

上も大幅に跳ね上がったところがございます。駐車場としての用途は変更されていないのに、どうして大幅な課税評価額の変更があったのか伺います。また、金額面でどの位の固定資産の大幅な変更があり、該当者はどの位の人数なのでしょうか。また、これに伴い賃貸料の値上がりがあるので、賃貸料と固定資産税の額を伺います。

また、納税者へ周知はどう説明しているのかについて伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

説明を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、飛騨市市有財産の土地貸付と公共施設の借用地についてお答えをいたします。

1点目、市有財産で貸し付けている土地と借用地の現況でございますけれども、現在、観光課所管の市有地で貸し付けを行っている土地はありません。

観光施設用地として借り入れている土地は、平成26年度で114万2,828平方メートル、2,485万6,400円で、旧町村別の内訳は、古川町が13万7,814平方メートル、1,487万8,840円、河合町が20万2,446平方メートル、159万1,110円、宮川町が2万3,578平方メートル、10万2,860円、神岡町が77万8,990平方メートル、828万3,590円となっております。

また、利用規模の大きな施設としては、流葉スキー場75万5,700平方メートル、777万8,828円、河合スキー場17万5,257平方メートル、87万6,283円、ふれあい広場12万0,345平方メートル、1,105万9,120円が上位3施設であります。

次に、今後の方向性と売却と購入の基本的な考え方についてですが、市が管理する財産の取扱いにつきましては、平成26年度、議会における附帯決議を受け、庁内調整会議を行い、市が借受けている土地のうち、引き続き活用する予定の土地については買い上げ、活用見込みのない土地については返還することとして方針を定めた上で、地権者の皆さまとの交渉を行っております。

観光施設の利活用につきましては、現在、指定管理施設の抜本改革や第三セクターの統合を検討する中で、今後の施設のあり方そのものについて、過去の経緯や地域振興策等を踏まえて議論している最中であり、その結果を踏まえ、適正に対処してまいりたいと考えております。

次に、長期契約の実態ということでございます。

契約期間につきましては、個々の事情に基づくものであり、市として統一した基準があるわけではありません。契約により1年更新としているものや、20年以上の長期契約を締結している事例もあります。

ご指摘の購入地が賃貸契約に含まれていた件につきましては、流葉スキー場の駐車場

として借り上げていた用地の一部を、平成11年3月に旧神岡町が道路敷として分筆、買収したものの、当該用地を賃貸借契約から除外しないまま、平成11年度から25年度までの15年間、過払いを続けていたものであります。過払い金の総額は19万9,714円になりますが、市顧問弁護士とも相談の上、このうち民法第167条に規定する10年の時効成立分を除く11万6,050円を3名の地権者の方に請求し、既に返還いただいております。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。それでは、借地の固定資産税の考え方について答弁させていただきます。

議会による、財産に関する附帯決議を受けまして、借地料及び賃借料の検証を進める中で、流葉スキー場の駐車場用地として借り上げている土地の評価が、現況と相違あることが判明しました。この土地は、公衆用駐車場との地目となっており、農地並みの評価でありました。

土地の評価は、地方税法第388条の規定に基づき「固定資産評価基準」に従って、評価することになっており、地目は、登記簿上の地目に関わりなく、現況の地目によって評価を行うものとされています。

また、土地の地目は、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地の9地目に区分されていて、公衆用駐車場という地目は存在しません。駐車場や運動場などは雑種地に分類され、その評価は土地の位置や利用状況から、付近の土地の価格を類似して求めることとされています。そこで、今回、現況地目を雑種地、一部は原野に改めたものであります。

今回、現況地目に合わせて評価額の変更を行ったのは9名で、31筆ございます。平成26年度の評価額は、30万4,253円でしたが、平成27年度の評価額は、1,923万7,334円と現況地目に合わせて評価額を算定したものです。

なお、事業用の借地料につきましては、飛騨市普通財産貸付料算定要領に基づき、今後、土地所有者と協議を行い賃借料の見直しを行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○4番（洞口和彦）

今の回答の中で大変な問題が2つあるんです。

まず1点、10何年に渡って漏れていたということですが、行政の一番悪い縦割り構想、横の繋がりを生活ライフ、人口ゾーンとの問題もありますけれども、横の繋がりをし

っかりせよと。ぜ・・・だめやと。買うことと取ることと全部違っている訳ですから、そういう連絡はされているんですか。何が原因だったんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

課税について申し上げます。平成8年の1月付で今言いましたように駐車場は雑種地という現況地目にしなければならないのに、雑種地という地目でなしに無い地目公衆用駐車場という現況地目にされていたことに伴いまして、平成18年に飛騨市が合併しました時に雑種地の評価を見直しをしました。それに基づきまして今現在無い地目が使われていたものですから現状の雑種地として評価をしたものでございます。ですから税法上なんの違法でもございませんし、あるものにしたということでございますのでよろしくお願いいたします。

□副市長（白川修平）

お答えをさせていただきます。この問題が発見できなかったことにつきましては誠に残念な訳でございますが、市が所有する土地又は借り上げている土地は膨大な筆数でございます。毎年、毎年1筆ずつ再確認をすればよろしいわけでございますが、中々そこまで、事務上の手が回らなかったということで、これまで発見できなかったわけでございますが、たまたま昨年度の、土地の見直しに係る際に再評価で1筆1筆再チェックした時に初めて見つかったということでございます。

ひとつにつきましては、先ほどございましたように分筆して買収してあったのに、そこに対して賃借料を払っていた。

もうひとつは、存在しないような地目として、総務部長が申し上げましたように公衆用駐車場というような造語といいますか、存在しない地目を作り、農地並みの課税しかしてなかったわけございまして、これにつきましては改めさせていただいたわけでございます。こうしたことが発見できなかったことにつきましては、申し訳なく思っております。

○4番（洞口和彦）

私は、副市長が言ったことを質問したんです。点検すれば分かった訳ですから、それができなかったということはやっぱり、先ほど私が言った縦行政であって、横行政がしっかりできていなかった。この辺は、反省して欲しいと思うんです。

それからお客さんには非常に迷惑かけて、先ほど言いました「市民には迷惑を絶対かけるな。掛けたら大変なことになるから、徹底してやる」と言っていますけれども、お客さんにも迷惑を掛けたそういう行為についてですね、お客さんとは3軒とも払っていただいたということで、円満解決かもしれませんが、出掛けて親切な対応して挨拶したりして、解決したんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えいたします。担当者等がご本人様の所へ出向き、こうした事情でこういった誤りがありましたということでお詫びを申し上げ、次期契約の更新についてもお願いを申し上げ、ご理解を頂いた上で、お支払いの方と契約の方をさせていただきました。

○4番（洞口和彦）

そういう誠意をぜひ、見せて欲しい。特に間違った場合はですね。やっぱり、率直に謝る、お願いする。高率加算の規定ということがないようにお願いします。

それでは最後の質問になるかと思いますが、先ほど答えにもありました固定資産の関係。いきなり50倍ほどに跳ね上がったわけですから、当然、賃貸料は評価額の3%となっていますからね、当然上がるということになりますけども。現時点で、例えば163円しか今まで固定資産税がなかったものが、9,042円払わねえんと言ったことでも、そういうところで一番格差の大きいところで結構ですがいくらの賃貸料を払って、固定資産税はいくらくらいになるんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

1筆だけの税額と賃借料を申し上げます。平成26年度の税額は129円です。今回平成27年度の税額につきましては5,369円でございます。平成26年度の借地料につきましては、3,037円ということで、これにつきましては、先ほどいいましたように今後、地権者と協議していくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（洞口和彦）

割合低いところの例を出されましたけども、もっと大きな差額のところもあるんですよ。さっき言いましたところ。事実、5,369円そこで、結構ですが、これですと固定資産税はいくらになるんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

先ほども言いましたように、固定資産税は5,369円です。

○4番（洞口和彦）

本人がですね、若干びっくりされたと思うんですけども、これも今までもそうやったけども、今回また気が付いたという、この2つは類似した市の方が、失念したという傾向があるんですけども、中々いろんな分野にわたって仕事が大変ですけども、やはり、見直しということを経期的なことについては特にしっかりやらないとまた、またこうい

う間違いが起こると思います。

〔4番 洞口和彦 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

次に、前川文博君の午前中の一般質問は、1問のみといたします。暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時38分 再開 午前11時38分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に1番、前川文博君。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず、1点目ですが、自転車の危険行為とはということで質問させていただきます。

小中学校で自転車の安全教育はどの程度行っているのかということでお伺いいたします。

自転車で悪質な行為を繰り返した運転者に安全講習を義務付ける改正道路交通法が今年6月1日施行されました。その日、愛知県では1日の午前7時から9時の2時間で取締りを実施した結果、信号無視で6人、踏切への無理な侵入で5人、自転車禁止道への侵入で2人の13件が摘発しました。

その日、岐阜県でも取締りを行ったようですが、岐阜県での危険行為の摘発は0件でした。長野県では、イヤホンをしたままの運転などで20件の口頭注意があったと聞いております。

この新制度では、信号無視や一時不停止等の特定の危険行為を3年以内に2回以上の摘発、これは車を運転される方ですと道路交通法の交通違反、赤キップのことで。

危険行為が原因の事故で送致されたりすると、3ヶ月以内に手数料5,700円の講習を受けなければいけなくなりました。

6月2日の新聞では、愛知県警の話として出ておりますが、「違反者を摘発するか警告にとどめるかはその時の状況次第。酒酔いや踏切への侵入、ブレーキ不良などは違反の発見時点で摘発する可能性が高い。また、他の違反でも歩行者をはねたり、警官の指示に従わなかったりすれば切符を交付する場合もある。また、走行中の携帯電話使用やイヤホンでの大音量の音楽を聴きながらの運転は、講習対象の危険行為には入っていないが、事故を起こすなどした場合、危険行為の中の安全運転義務違反とみなし、摘発する

こともある」と取材の記事が載っていました。

また、同じ記事の中で今度は自転車利用者の戸惑いの声も同時に載っています。これは高校生の生徒のインタビューなのですが、「事前に先生から法律の改正を聞いていたけども、中身まではよく知らなかった。車道の右側を走るのも違反と知って驚いた。一時停止を守らず、車とぶつかりそうになった経験もある。学生は、よく自転車を横に並べて走るの、注意力が散漫になりがち。今日から気を付けたい」というのともうひとつは、「学校で説明を受けたが、どこまでが歩行者の妨害行為になるのかなど、取り締まる限度がわからない。今日は初日だからお巡りさんも多めで、止められないかハラハラしながら通学した」などありました。

また、対象となる危険行為の14種類が分かりにくいということも事実であります。この14項目ですが、1、信号無視、2、通行禁止道路の通行、3、歩行者用道路での歩行者妨害、4、歩道通行や車道の右側通行等、5、路側帯での歩行者の通行妨害、6、遮断踏切への立ち入り、7、左方車優先妨害、優先道路車妨害等、8、右折時、直進車や左折車への通行妨害、9、環状交差点安全進行義務違反等、10、一時不停止、11、歩道での歩行者妨害等、12、制動装置不備の自転車の運転、13、酒酔い運転、14、安全運転義務違反となっております。

この中で、4番目に歩道への通行とか入っておりますが、道路交通法上、自転車は「軽車両」に位置づけられております。他の車とか車両同様、道路標識に従い、原則、車道を走らなければいけません。しかし、自転車が自動車と並走するのは交通事故の危険も伴います。

車が幅寄せしてきた場合や、路上駐車などがあるとさらに危険度が増えてまいります。

これは、J-CASTというニュースがありましてそこで警察庁が取材に対して、答えているんですが「必ずしも歩道を走ってはいけない、車道を走らなければいけないというわけではない」と答えています。そうなりますと、4番と矛盾するというか、子ども達には分かりにくいと思うんですけども、道路交通法第63条の4に「やむを得ないとされる」時や、「運転者が児童や幼児、高齢者である時」、「道路標識等で走行できると定められている時」に限り、歩道を走行しても良いと記されています。

また、少し古い資料ですが警察庁交通局交通企画課が実施した「自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会」の資料によりますと、自転車対歩行者の交通事故件数は10年前と比較しておよそ1.5倍に増えています。昨年1年間で自転車運転中に事故で死傷した方は10万6,427人、その内、死者は535人に上っております。

6月10日には、千葉市で77歳の女性が横断歩道を渡っていたところ、イヤホンを両耳につけて自転車を運転していた19歳の大学生が乗った自転車にはねられて、亡くなっております。

運転免許のいない自転車は、教習所などで安全教育を受けることもありません。

しかし、この6月1日の改正によりまして、中学2年の14歳以上が取締りの対象に

なります。14歳未満ですと、交通違反の切符の交付の対象にはなりません、重大な自転車事故を起こした場合は、保護者に監督責任が発生することがあります。自転車が歩行者とぶつかり死亡させたときに、数千万円の賠償責任が発生した事例もあります。

少し調べましたが、当時小学校5年生11歳だった少年が乗った自転車と歩行者との衝突事故をめぐる損害賠償訴訟では、神戸地裁で、少年の母親に約9,500万円という高額賠償を命じております。この判決は子を持つ親にとって、1億円近い賠償を命じた判決ということで注目を集めておりました。

また、横浜市金沢区で携帯電話を操作しながら、無灯火で自転車を運転していた女子高生が女性に追突した事故では、横浜地裁が女子高校生の過失を認め、5千万円の支払いを命じた。もう1件、夜間に無灯火で自転車を運転していた男性が、短大非常勤講師をはねた事故では、男性に損害賠償として2,500万円の支払いを命じるなど、自転車事故による高額賠償命令は以前から出ております。

そこでですね、自転車の普及推進や啓発活動をしている財団法人「日本サイクリング協会」は「自転車はエコで手軽といういいイメージが先行しすぎて、自転車の安全教育が行き届いていないことが原因」と分析しております。ルールやマナー無視をなくすことが最も大切。自転車は危険なんだという認識をしないといけない」と訴えています。

今回、法改正により、岐阜県警では交通違反の赤切符と警告のイエローカード、それと緑色の警告書の3種類を使用して摘発と警告をされていきます。

そこでですね、夏休み前の7月11日から20日は夏の交通安全運動期間になります。子ども達に事故のない夏休みを過ごしていただきたいのと、卒業後、高校、大学、社会人となった時にきちんとした自転車乗車マナーが身についているように、学校と飛騨警察署で協力して「自転車安全教育」を実施していただき、小中学生の安全運転に対する意識向上を考えることはできませんか。また、学校では自転車の安全教育についてどのように行っているのかお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

それでは、改正道路交通法を受け、小中学校における自転車安全教育の実態を、学校教育にとって「安全なくしての教育はあり得ない。毎日が危機管理であり、危機管理に強い学校をつくる」という認識の元に答弁いたします。

学校はこれまで、児童生徒が「誰一人として命をなくさない、命を落とさない」を最重要課題とし、「命の尊厳を考える教育を基盤に自分や仲間の命を大切にする意識と行動力」を身に付けさせるための「安全教育」や「防災教育」に係る指導の徹底を図ってきました。今後も図らなければならないと考えます。

特に、平成25年7月28日に発生した心痛む水難死亡事故から、早くも2年が経と

うとしていますが、失われた尊い命の重さを忘れず、決して風化させることのないようにすることがご遺族の願いととらえ、教育委員会として、毎月28日を「子どもの命を守る日」と設定し、本年度からは、その重点内容についても各校に示しています。

さて、議員が申されましたとおり、この6月1日から「改正道路交通法」の施行に伴い、14歳以上の年齢において自転車運転中に危険行為を繰り返した場合、運転者講習の受講が義務づけられ、さらに受講命令違反の場合は、5万円以下の罰金が科せられることになりました。この背景には、「自転車運転者」の危険行為により、尊い命が失われる交通事故が全国的に多発していることがあります。議員が多く事例を申されたとおりです。

そこで、市教育委員会の対応としましては、法改正があるなしに関わらず児童生徒が「自転車運転者」としての正しい知識を身に付け、危険行為を絶対にしないよう、毎年のこととして各小中学校への指導の徹底を図ってきました。特に、意識や行動は、小学校低学年からの指導が重要という認識に立って、小学校では、実際の体験通しての指導の充実にも力を入れています。

実際、各学校は、それぞれの「学校安全計画」に基づき、学期始めや長期休業中前に交通安全教室等を実施し、発達段階に応じての安全な自転車の乗り方の指導に取り組んでいますが、「14の危険行為」を明記し、今回、改正法が示されたわけですから、周知徹底とともに法令遵守を期しての指導と見届けの充実を図らなければなりません。

これまでの経緯としては、5月14日及び6月11日の市の校長会で改正内容と指導のあり方を周知徹底し、また、事前ですけれども4月30日、5月11日、6月5日、6月15日の4回にわたり、文書を以て交通安全及び自転車乗車マナーの徹底についての指導を依頼しました。

結果、どの学校も主体的に受け止め、特に14歳以上の年齢ということからの中学校において、古川中学校では、「全校集会で法改正を周知し、毎日の登下校の様子を見届けての指導の継続」、神岡中学校では、「全校放送と事後の学級担任による周知及び学校便りに掲載」という対応がされています。実態をとらえての終わりの会での随時の指導、それから長期休業前の徹底指導・交通安全週間における街頭指導や巡回指導など、今後、より指導の強化をする旨の報告を受けています。

なお、山之村中学校につきましては、小学校との合同によって警察による自転車乗車指導が実施されております。

以上、教育委員会の受け止めと指導、学校での指導について述べましたが、私は、何よりも重要なことは、「保護者の責任において子どもたちを指導して見届け、安全な乗り方の徹底を図ること」にあると考えます。

今年、市PTA連合会では、「スマートフォン等の使い方」についての保護者のあり方に目を向け動くべく、共通の取り組み事項を打ち出されましたが、児童生徒の自転車乗りについても同じです。

そこで、先月の市PTA連合会評議員会の場において、「改正道路交通法」についての情報提供を行い、児童生徒の自転車乗りは、保護者の責任で適切に指導するようお願いしたところですが、7月の校長会において再確認し、PTAとしての指導の充実が図れるよう連携を促す予定です。また、市P連会長にも私の方から話をしてご理解を頂くともりにしております。

いずれにしましても、子どもが初めて自転車乗りができるようになった瞬間から、保護者や大人は、「自転車運転者」であるという自覚をもたせて、「危険行為」をしないことはもちろん、正しい乗り方を指導、見届けることが重要であると考えます。

議員も中学生のお子さんをもたれる保護者として「うちの子・よその子・飛騨市の子」として、日頃からの気配りと目配りをしていただいている中での危機意識を持たれての今回のご質問であったと認識していますが、私も地域の大人の一人として、子どもたちの姿を見届け、積極的に声をかけることが安全・安心な地域づくりに繋がるということ強く胸に刻み、答弁を終わらせて頂きます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○1番（前川文博）

詳細な答弁ありがとうございました。家庭でも当然指導はしなければいけません。以前、山田小学校があった時には、自転車の競技大会とかそういったことで集中的に夜や休みの日に勉強会を開きまして、全国大会に出たりとかありました。今は飛騨市の小学校で持ち回りということで、毎年、移動しておるようですが、私も家の子が6年生の時に神岡小学校で岐阜で大会があった時に見に行ったんですけれども、私たちもそこで見ると「ああ、自転車ってそういうことをしなきゃいけないのか」と逆に思うこともあったりして、自転車の正しい知識というのが子どもも知らないのではないかと感じております。

そういったことも踏まえまして、今回、この質問をさせていただきましたが、例えば、岐阜県警と飛騨署の方で今度チラシを作成して配られるということなんですけども、先ほども歩道の通行の話を見せていただきました。1枚のチラシの方を見ますと、歩道の通行はできないと。車道の右側通行等ということですが、もう1枚の方を見ると、同じ内容のところなんですけれども、歩道で歩行者の妨害をすると危険行為ですよみたいな書き方になっていたりしまして、これを小学生にやっても分かりにくいと思います。

14歳ということで、今度中学生になれば本当のことを理解してもらおうということで、是非、飛騨署の方でも私、お話を聞いたら、呼んでいただければいつでも講習、お話の方行きますということでしたので、そういったことも踏まえていただきたいと思いますが、その辺、呼んで中学校で今度、卒業したら高校で。14歳から対象となるということですので、その点についてはいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

先ほど、山之村中学校の例を答弁の中でも申し上げましたけども、これは学校、警察、PTAが連携を取って子ども達の命を守っていくということで、当然のことだと思っています。

○1番（前川文博）

ぜひ、連携を取って事故のない夏休みを過ごしていただけるようお願いしたいと思います。午前中、これで終わらせていただきます。

〔1番 前川文博 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を13時といたします。

（ 休憩 午前11時58分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。午前中に引き続き1番、前川文博君。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1番（前川文博）

それでは、午前中に続きまして2点目の質問に入らせていただきます。

市営住宅退去時の費用についてということでお伺いいたします。3点ありますので、お願いいたします。

飛騨市内には多くの市営住宅があります。関係条例の方で見ますと市営住宅条例で、151戸、特定住宅管理条例で45戸、特定公共賃貸住宅管理条例で87戸、地域優良賃貸住宅管理条例で16戸の合計299戸あります。

住宅の設置目的によって所得に応じた家賃設定や、民間の賃貸住宅に比べて家賃が低く入居希望者が多く抽選での入居しているのが状況だと思います。

しかし、最近、市営住宅を引き払う時の退去時の費用が高額になるという話を耳にしました。「市営住宅から出たいけども、高額な費用が掛かるって聞いたのでなかなか出る踏ん切りがつかない」という家庭もあるのを聞きました。「費用を聞くのが恐ろしい」と言ってみえる方もみえます。

民間住宅では、経年劣化による修繕については、所有者（オーナー）側が負担するようになっております。民間と公営住宅では家賃設定などに違いがありますが、退去時の費用負担の割合や金額の目安は必要ではないかと思えます。

事例で挙げさせていただきますが、子育て支援で有名になった長野県下條村ですが、ここは平成9年から18年に村営住宅が建設され、2LDKで家賃は3万3,000円と

3万4,000円の2種類の設定です。所得に応じた家賃の変動はありません。敷金は、3ヶ月、退去時の負担は6～7万円で、ほぼ敷金の中で修繕が終わるといえる例が多いようです。中にはオーバーするところもあるそうですが、ほぼ、これくらいで終わるそうです。全室、畳はないということです。部屋のクリーニングと、個人で壁を破損したとかそういった部分が個人負担の修繕となっております。個人で破損した部分以外は、居住年数で修繕費の負担割合が決まる方式をとってみえます。

1年の入居だと費用の9割が入居者負担、1割が村。5年だと5割が入居者、5割が村。10年以上だと1割が入居者9割が村となって、年々、負担割合は減っていくようになっていきます。

雇用促進住宅は、畳の表替えや壁の塗装費用が修繕費の負担となっております。

次の入居者のために畳の表替えは全部行い、壁の塗装もすべて行いますが入居者が負担する部分は、実際に畳を汚したところ若しくは居住していてすり減っていた部分の実際の枚数分が個人負担。壁についても、例えば子どもさんが落書きをしたとか、そうやって故意に汚した部分が個人負担で、残りは雇用促進住宅機構の方で負担しているそうです。

高山市も聞きましたら、ここ数年で方式を変更してきております。退去時における入居年数に応じた居住者負担割合を作成され、畳については1年未満で1畳分相当の負担。

1～2年では2畳分とだんだん居住年数が増えていくにつれ負担も増えまして5年以上では6畳分相当の負担が個人負担となり、残りは市で負担をするというふうになつております。

襖についても同じような感じで、1年未満は張替費用の10%相当、だんだん増えてきまして5年以上では費用の50%相当額が入居者負担となる方式に変わってきております。

これによりまして高山市の退去時の平均的な費用は5万円程度で、10万円を超えるというところはあまりない、ほとんどないに等しいというようなことで伺いました。

また高山市は、市営住宅の管理に指定管理制度を導入してあります。この負担割合ですが、これは、指定管理者からの提案によって年数に応じた基準を作成されてみえます。

この指定管理者は、全国チェーンでやってみえます住宅供給関係の会社の方が受けてみえるようでして、そちらのノウハウを利用して提案されました。

高山市や指定管理者によりますと、退去時の費用負担でのトラブルも多かったと。それから市営住宅に関する苦情も多く、年間400件程度苦情が入っているということでした。先ほどいいましたが、アパートを営んでいる指定管理業者の方の民間住宅では、苦情件数は年間にしてごく僅かということの状況のようです。

このことで、市営住宅は全体的に入居時の説明が不十分だということで、高山の指定管理業者の方は指摘をされてみえました。

そこで飛騨市の事で質問させていただきます。

1つ目ですが契約時の説明はどのように行っているのかということです。

入居時における契約書類に退去時の費用についての説明は記載されているのでしょうか。また、数年前に入居者と覚書のような書類を提出させておりますが、入居中に追加で覚書のような書類を提出することになったのはどういった理由からなのかお答えをください。

2つ目です。退去時における費用負担の割合はどうなっているのでしょうか。先ほども言いましたが、民間住宅では居住年数による経年劣化分は、家賃で賄う。つまりオーナーが負担します。飛騨市の負担割合はどうなっていますか。割合などの基準がないのであれば、先ほどの下條村や高山市のように今後、飛騨市として考えていくことはできませんか。

それから3番目、退去時にかかる費用についてどれくらいなのかということです。

最近の退去者の方から聞いたところでは、畳の表替え、襖の張り替えやそういったことで20万円以上かかったと聞きました。また、同じ住宅で、以前住んでいた女性の1人暮らしの方でも10万円を超える費用が掛かっていたと聞きました。

もう1軒は、小さな子どもがいた家庭かどうかまではわかりませんが、30万円以上かかった方もおみえでした。最近では、6万円程度で済んだという方もみえるのですが、居住している人の使い方、換気その他諸々によって程度は変わって行きますが、これまでの最高額、最低額はいくらなのか。

また、契約時の書面の内容で計算すると標準的な金額はいくらを想定しているのかお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、市営住宅退去時の費用についてお答えいたします。市営住宅には、住宅に困窮する低額所得者のための公営住宅や特定住宅と、高齢者世帯や子育て支援世帯向けの地域優良賃貸住宅、中堅世帯向けの特定公共賃貸住宅がございます。

応募者が複数みえますと、公営住宅と特定住宅については選考会により決定し、地域優良住宅や特定公共住宅については、くじによる抽選を行っております。これらの住宅は公共の資産であるため、市は適性かつ合理的に維持管理をしていかなければなりません。入居者においては、正常な状態に維持管理するよう保管義務があり、市と入居者がお互いに責務を分担し、適正な維持管理に努めていく必要があります。

市営住宅の退去時に伴う修繕につきましては、経年による老朽化したものの修理、取替えは市が行い、畳の表替えや障子の張替えなどの軽微な修繕につきましては、入居者に行っていただいております。負担区分につきましては、高山市や下呂市も同様に取り扱っております。

市営住宅の入退去状況は、年間20件程度。入居期間は短い方で2～3年、長い方で10年以上と様々であります。退去時の修繕は、入居期間に関係なく行っていただいております。

この取り扱いについて、下呂市とは同様であります。高山市においては、平成24年から入居期間による負担割合を決められたと伺いました。

修繕費用の大半は、畳の表替えであると考えますが、市営住宅299戸のうち、畳の無い住宅は36戸、189戸については、6畳から8畳の和室を1部屋設けております。古い住宅や戸建て住宅は66件ありまして、2部屋から4部屋の和室があり、畳の数は12畳から22・5畳までとなっております。

1点目の契約時の説明はどのように行っているかについてお答えいたします。市営住宅の入居に関しましては、飛騨市広報により募集を行い、入居希望者に対し、入居資格や応募方法に合わせて、退去時の畳の表替えなど、軽微な修繕は入居者が負担する旨を記載した募集案内を渡して説明をしております。

決定後の入居の手続きの際には、再度、負担区分の確認を行っており、退去時の修繕に関するトラブルはほとんど発生しておりません。しかし、昨年度、書類の紛失や入居時の説明を忘れられことによりトラブルとなりました。昨年7月より、現入居者及び新規入居者から退去時において負担区分を明記した承諾書を提出していただくこととしました。

2点目の退去時における費用負担割合についてお答えします。市営住宅の家賃は、営利を目的とする民間の賃貸住宅と異なり、入居者世帯の所得に基づき、特に低廉に努めているところであります。

また、経過年数に応じた建物減価分を毎年減額し、家賃を決定していることから、通常の住宅使用に伴う自然損耗分については、毎月の家賃に含まれていないため、退去時における軽微な修繕は、入居者に負担いただいております。負担割合の基準は設けていないため、今後は、全国的な動向を調査しながら検討してまいりたいと思います。

3点目の退去時にかかる費用はどれくらいかについてお答えします。市営住宅を退去する際には、入居者と市職員が立ち会い修繕の範囲について協議を行い、修繕が完了した後に確認検査を行っております。その際にかかった費用の報告は求めているため、退去費用の把握はしておりません。

標準的な退去費用は、住宅の使用状況により大きく異なり、壁や建具等を破損した場合は多くの費用を必要としますが、通常の使用では、畳の表替えや障子の張替えが主な修繕になると考えております。サンアルプの3LDKでは、畳が8畳で、障子が4枚、大和団地の3DKでは畳が15畳と障子が6枚となっており、畳の表替え単価を4,000円、障子の張替えが3,000円で試算としますと、サンアルプが4万4,000円、大和団地が7万8,000円となり、10万円以内で行えると考えております。

畳が無い住宅では、この費用が軽減されるため、最近の市営住宅では、畳を減らしフ

ローリングの部屋を増やすことにより、退去者の負担軽減を図っています。

今後は、既存の市営住宅について改修が必要な事案が発生しましたら、これに併せて、修繕費用の少ない構造を検討して行きたいと考えております。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○1番（前川文博）

ありがとうございました。まず一つ目の覚書のような書類ということは昨年トラブルもあって、今後、それを防止すると言うために全入居者と交わしたということで、確認いたしましたので、今後、説明の忘れとかがないように入居時にはきちんと説明をしていただいて、やっていただきたいと思います。

それから、2番目の退去時における費用負担割合ですが、今作っていないから今後全国的な動向をみてという回答でした。ぜひ、下呂市は飛騨市と今同じ方式だと高山は今、負担割合ということで変わってきてると今、部長の方もお話がありましたが、ぜひ、進んでいる方の高山とかに合わせていくような検討をですね、今後進めて行って、そういった負担割合で安くなればまた高山へ通う人が飛騨市に住むとかそういうこともできると考えられますので、ぜひ検討の方を進めていただきたいと思います。

それから、3番目の費用面の話ですが、個人で修繕して最後元に戻して、返すということで費用の方は把握してないということなんですが、今後、参考程度でもいいんですが、いくらくらいかかったのかというのは、ちょっと把握していただいてそういったのがまた、負担割合とかいろんなことの参考になると思います。先ほど、高山の事例も出しましたが、高山の方で壁紙とかその辺を汚した場合に負担割合でもらうと言う時に、20年経っている市営住宅で、5年間住んでいた場合に、費用負担は20分の5をもらうと。その建物の年数を入居年数で割って、その割合で負担してもらおうという方法もやっているようですので、そういったこともしていくということを考えていただきたいと思います。

そこで、費用面のことで、1点だけ再質問させていただきますが、今、サンアルプの3LDKと大和団地の話が出て参りました。サンアルプの方は、新しい方で8畳しかないということで畳とか少ないんですが、大和団地は15畳の畳があつて平均的に言っても7万8,000円掛かるということでした。

この大和団地なんですが、昔は警察の官舎ということでそれを神岡町でしたか飛騨市の方で譲っていただいて、それを市営住宅ということで改装して今、貸しておりますが、私も相談を受けましてこの間、全く別の方が退去する時に見させていただいたんですが、壁を見ると塗り壁なんです。子どもさんとかが入ると、ちょっとおもちゃがあたったりすると、壁が剥がれてしまって、そうすると塗らなきゃいけないということもありますので、今度直して行く時には、できるだけコストの掛からないようなふうにならざることをおっしゃられたと思いますが、そういった点はですねクロスに変えていくとか、サッシも古くて隙間が空いていて冬、部屋の中に雪が積もったというような話もありま

すので、そういった面の把握、修繕についてどの程度までお考えかお聞かせください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

今出ました大和団地は議員が言われるとおりに中古といいますか、別の管理者からきたものでございます。市の場合は、山之村にもそういうものがございまして中古のものを一度改修をしっかりとしまして、新たに市営住宅としてお貸し出しをしているということになります。

中々、元構造が違い過ぎまして、全てのものをクロスとかに貼り替えるということはできておりませんが、今後、主要構造物等も老朽化が激しくなるところがあると思いますので、そういう時には一番効率のいいものに検証しながら設置を検討して参りたいと思いますのでお願いいたします。

○1番（前川文博）

ありがとうございます。やはり年数が古いということ壁の元ですか。そこにクロスが貼れるのかどうかということがありますが、ぜひ、退去する時に、退去者からクレームじゃないですが、不満な点とかよかったところを聞いて頂いて。大和団地になります。押し入れに水とりのやつを入れるともう1日2日、3日くらいでいっぱいになってしまうというような、湿気も多いとかいろいろありますので、そういったことも退去してまた次の方が入られるまでに、次はそういうことがないような感じで修繕をしていただいて気持ちよく住んでまた出ていっていただけるような体制を作っていただきたいと思います。これで、質問を終わります。

〔1番 前川文博 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時21分 再開 午後1時21分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。2番、中嶋国則君。なお、質問中、説明資料の使用願いがでておりますので、これを許可いたします。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

議長のお許しをいただきましたので、大きく3点について質問させていただきます。

まず1点目の、「ふるさと納税で飛騨市を元気に」この想いを市民の皆さまと共有するべく、強い気持ちでこの場に立たせていただいております。私は3月定例議会において、ふるさと納税（ふるさと応援寄付金）について、積極的に取り組むよう質問させていただきました。

質問から3ヶ月半ほど経過し、私の提案に前向きに検討するとの答弁がありましたが、あまり進展がないように感じております。その後、どのように取り組まれているのでしょうか。

市長は昨年11月の市政懇談会にて、市民の皆さまに向けてこのように話されました。「このままでは、2年後の平成29年度には飛騨市の財政が赤字に転落する見込みである。6年後の平成33年度には赤字が11億円余りの財政危機に陥ります」と、このように話をされました。また、合併条件の餌である交付税も昨年度から段階的に引き下げられることになっており、財政赤字が増大することになります。

また、「日本創成会議」が指摘しました「消滅可能性都市」の中に飛騨市の名前も挙がっております。私は一市民として、郷土の行く末を大変案じております。

少しでもこの状況を改善するためには、今すぐにでもなんらかの取り組みを始めなければなりません。私が先の議会で提案しました「ふるさと納税」は大変有効な政策ではないかと考えています。

3月議会の一般質問について、中日新聞、岐阜新聞、飛騨市民新聞で取り上げていただいてから、市民の皆さまからも反響が多く寄せられました。

観光協会・旅館組合の役員の皆さまからも「ぜひ飛騨市も積極的にふるさと納税を推進すべき」との声を頂いています。

ここはぜひ、市長にご英断いただきまして、職員からアイデアを募りもっと積極的に取り組むべきではないでしょうか。

お手元に配布しております、先進地の取り組みについて少し説明させていただきます。

まず、表紙でございますけれども、来月、7月3日から4日、2日間に渡りまして、長崎県平戸市において「ふるさと納税九州サミット in 平戸市」が開催されます。このサミットのテーマは、「ふるさと納税を通じた地域活性化」です。

主催者は、平戸市と佐賀県の玄海町、宮崎県の綾町の3自治体であります。この3自治体も御多分に漏れず、飛騨市と同じように消滅可能性都市に挙げられています。

消滅可能性都市というのは、2010年から2040年間の30年間で20才から39才の女性の減少率が50%を超える都市をいいますが、特に平戸市につきましては、今年から25年間で71%この年齢の女性が減少し、約3割ほどに落ち込むという大変厳しい状況にあるわけでございます。

また、サミット協力自治体としましては、熊本県を除く九州の各県から5団体、それから東北地方から、NHK朝ドラの「あまちゃん」で有名になった岩手県久慈市「東日

本大震災からの復興とふるさと納税」のタイトルで事例発表などもございます。

このように税収の少ない町や、過疎の町の取り組みを地方創生担当の石破大臣は、大変評価をされております。このことにつきましては、後ほどまた、触れさせていただきます。

私がお願いしたいのは、こういった九州サミットにぜひ、職員の方を市長は派遣されたらどうかと思うところがございますし、議員の皆さまにおきましても、ぜひこの2日間の九州サミットに参加をしていただいて、飛騨市が議会、執行部共にふるさと納税の積極的に推進を図ったらどうかと提案するところがございます。

ふるさと納税推進こそが飛騨市の危機を救う特效薬であります。

飛騨市より人口の少ない過疎の町が、ふるさと納税推進により税収より多い寄付金を集めており、「ふるさと納税は、地場産業の活性化に繋がっており経済効果が大きい」と報告されています。

さらに追い風となる点として、ふるさと納税制度の改正があります。

改正の内容は、2つあります。ご承知のように1つ目は、寄付できる額（税金控除）が約2倍に増えたこと。2つ目は、5つの自治体まで寄付しても、確定申告が不要になったことです。この2つが制度改正でございます。

制度改正に合わせて岐阜県や高山市がホームページのふるさと納税の内容をより分かりやすく、お礼のメニューを増やすなど積極的な取り組みを行っています。

それにより、高山市には明らかな変化がありました。5月25日の定例記者会見での報告によりますと、今年4月に受けたふるさと納税は467件、856万円になり、昨年の10件で26万円にとどまった4月に比べ大幅に増えています。

新聞記事を読まれた方もあるかと思いますが、高山市の財務部長は「ふるさと納税の贈呈品のメニューを充実させた効果が大きいと思う」と語っておられます。

実際、昨年度は10種類しかなかった納税のお礼の品を、4月から90種類に増やすなどホームページの内容が一新され、寄付したくなる魅力いっぱいの贈答品メニューになっています。

また、本年度ではお礼の品代として1,000万円を当初予算に計上していましたが、ふるさと納税の大幅な増加により、6月定例議会に4,000万円を追加する補正予算案が提出されています。皆さまご承知かと思えます。

つまり、ふるさと納税の取り組みを推進した結果、納税件数が40倍以上に増えるという絶大な効果があったこととなります。

一方、飛騨市はどうでしょうか。「飛騨市においては、ふるさと納税担当者が1名で秘書係と兼務の状態であり、担当職員を兼務でなく専任化するなど、いくつかの提案をしてより積極的な取り組みをするべきである。」と3月定例議会で質問したところです。

ところが、その後の市の対応はスピード感がなく、消極的であると言わざるを得ません。赤字財政への転落の危機感は表していますが、その対策も明らかになっておりませ

ん。一刻も早く何か手を打たねばならない現状において、赤字解消の切り札となるふるさと納税をなぜ積極的に推進しないのか市民は疑問を抱いています。高山市の取り組みを参考にして、飛騨市も積極的なふるさと納税推進を図るべきと考え、次の4点について質問します。

1つ目、ふるさと応援寄付金に対するお礼の特産品等の種類を40種類以上に増やすことはできませんか。

2つ目、寄付金の金額に応じて、お礼として宿泊施設のペア宿泊券を数種類発行できませんか。

3つ目、3月に提案したお礼としての飛騨市滞在プランメニューと滞在プランの実施はいつからでしょうか。

4つ目、地元産業の振興につながるふるさと納税の専任職員を置き、商工・観光担当の連携で推進すべきと考えますが市長のお考えを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

中嶋議員のふるさと納税につきまして答弁させていただきます。

その前に、こういったことがございました。先般、全国市長会の役員会に出席をさせていただきました。私は、財政の委員会に属しております。その委員会に出たわけですが、そこに総務省からふるさと納税に対します改革についての話がございまして、その中に返戻品の送付への対応についてという話がございました。

簡単に言いますと、今、全国でこの返戻品（特産品）ですが、これの贈る側の競争が過熱しすぎて、本来のふるさと納税の目的を逸脱しておるのではないかという説明がございました。その中で、総務省として、あまり返戻品が高額の場合は、納税額からその返戻品相当額を差し引いたものを控除するような考えがあるような話をされました。

そこで、何を言いたいかといいますと、そういった話をしましたらすぐ、1人手が上がりまして、総務省は何を言っておるか。ふるさと納税は、あくまでも東京へ金が一極集中するものを防ぐためにいろんな形の中で納税してもらって、お金を分散するためにできたふるさと納税やで、総務省はごだごだ言わずに各市に任せればいいという話がございました。

そういった話が片一方であれば、3人の方が手を挙げまして、ふるさと納税のそもそもの意義を見直して原点に戻るべきという話がございました。みんな、市長でございます。

私は、どちらかと言いますと、返戻品で各市と競争するのではなく、飛騨市なら飛騨市にあった返戻品を考えてそして、そもそものふるさと納税の意義をしっかりと見直して進めるべきではないかという、原点に立って、先般の中嶋議員の一般質問に対しても後

る向きやと言われながらも回答させていただいたところでございます。

今回も、こういった私の考え方があるものですから、ひょっとしたら後ろ向きの返事になるかもしれませんが、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、ふるさと納税の現状についてお答えを致します。ふるさと納税とは、国民が納める個人住民税の一定額を他の自治体に納税する制度で、これまで特例控除額の上限が1割であった率が今年度から2割まで引き上げられました。

つまりこのふるさと納税とは、他の自治体に納付される税金を、自分の自治体に納めていただくよう各自治体が競う制度で、一人当たり2,000円の基礎額を除けば、全国の納税額が増えているわけではありません。

その中で、現在、大きな二つの流れが生まれています。

一つは、多額なお礼を配ることによりふるさと納税を集めようとする流れです。これについては所管官庁である総務省も、ふるさと納税の設立趣旨から逸脱するものとして、一定の歯止めを設けようとしております。

もう一つは、ふるさと納税を地元名産品のカタログ販売の手段として用いようとする流れです。議員が前回紹介された平戸市は、この流れに該当します。この手法は、自治体はふるさと納税の場を提供し、寄付申し込みの窓口を受け持ちますが、この制度に参加し商品の提供を行うか否かは業者の自主性であります。今年4月から始まった高山市も同様の手法であります。平戸市では、カタログの作成も参加業者が行っているそうであります。

つまりこの手法は、市は呼びかけを行います、どれだけの業者が参加するかは分からないのであります。また、呼びかけに応じてふるさと納税の仕組みができるまでに相当の時間が必要でもあります。飛騨市は中嶋議員の提案を受けて、こうした仕組みを構築すべく動き出していることを冒頭に申し上げ、個別のことにお答えします。

1点目、ふるさと納税で飛騨市を元気にということでございます。

飛騨市のふるさと納税は6月1日からクレジットカードによる決済を可能とし、納税の簡素化を進めております。また、3月議会での中嶋議員の質問にお応えし、年間の特産品のお礼の回数制限を外しております。さらに、特産品のお返しの種類を増やために市内酒造会社等と交渉中で、宿泊プランにおいては市内旅館組合に構想を持ちかけ積極的に取り組んでいる最中であります。

しかしながら、昨年7月より開始した特産品のお返しにつきましては発注から発送までをインターネットショップ「飛騨の蔵」にお願いしているところですが、酒税法の制約等もあり特産品を増やすことに課題も生じているところです。

よって庁舎内での検討の結果、今後さらに、飛騨市の魅力や特産品のPR、販売促進等を目的として、お贈りするお礼の品について、市が市内事業者へ呼びかけ、応募のあった事業者さんと共に商品のカタログ化及び、ラインナップの充実を図ってまいりたいと考えています。これらの検討をもとに質問にお答えします。

1点目の特産品の種類を増やすこと。2点目の宿泊施設のペア宿泊券を数種類発行できないか。3点目の実施時期について一括してお答えします。

先にも述べました様に、今後、市内事業者へ公募を実施し、応募された事業者と共にカタログ化し、特産品の種類を増やす方針で考えています。

また、宿泊プラン等につきましても、応募された旅館ホテル業者の方に積極的な実施プランの提供をいただき、飛騨市らしい充実したメニューを作り上げていきたいと考えています。しかし、このプランは事業者の積極的な事業参加が必要不可欠であります。また、実施までには他市の事例から判断しても4ヶ月から5ヶ月を要しているようですので、どうかご理解頂きたいと思います。

4点目、納税の専任職員を置き、商工・観光担当の連携での推進についてですが、現在、専任化は考えていませんが、商工、観光担当者等と連携を図り進めていきますので、よろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

○2番（中嶋国則）

整理しながら質問させていただきたいと思います。まず、市長が財政担当の全国市長会に出席されたら、ふるさと納税はいかななものかと反対される市長が3名、推進するべきでないか、総務省に推薦するべきでないかと言われた市長が1名とお聞きしました。私が思いますに、東海の市長はそういうことを言われるんじゃないかとそういう懸念がありますので、できましたらどこの市長かを教え願えないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

なんか、勘違いをされてみえるようですけども、総務省がそういった考えたに過熱気味になっているのをあんまり加熱しないようにということで、こういったこともこれから考えていかなければならないという説明をされた時に、そんなことを総務省がワーワー言っても、具合悪いのではないかと。市に任せておけばいいという意見を言われた方が1人、ふるさと納税のそもそもの原点に戻るべきやと総務省の言っている加熱しすぎているということは実際あるので、元に戻るべきでないかと言われた方が、200人も300人もみえる中の4人でございますので、そういった意見があったということでございます。

東海とかでなく、積極的に推進すべきと言う方はどこの方が分かりませんが、総務省の言われるような過熱しすぎているのではないかと賛成意見を言われた方が、北海道から九州までの内の3人やったということです。

○2番（中嶋国則）

今お聞きして、そもそもふるさと納税の原点の認識の違いが市長と私のところにはあるように感じております。と言いますのは、このふるさと納税ができましたのは、平成

20年でございますので、今から8年前になるかと思います。

その前にこういったふるさと納税制度を提唱された方は、福井県の今も知事をされている方で、「法人税や市民税がたくさん入るところは、東京をはじめ大都市圏であり、福井県のような田舎ではなかなか税収も少ないという中で、ふるさとから離れて就職している方々がたくさんみえるので、ふるさと出身者、あるいは田舎出身者の方から田舎を応援したいと言う気持ちになって、この税収の不均衡を補う意味でもふるさと納税の基本構想となった」というのがお話の中にもございます。

その辺は、お礼が華美にならないようにということも、もちろん分かりますが、そういう意味では飛騨市もそういう対策を採られておると思います。というのは、去年くらいまでですか、私は飛騨市のホームページを覗いているんですが、前までは「3万円以上寄付すると1万円相当のお礼をします」とホームページに載っておりましたが、華美にならないということで、1万円と言う金額は削除してあります。

そういった意味でいくら出しますよ。5割出しますよ。とかそういった競争はやはり華美になると思いますので、その辺は高山市さんも心得ていらっしゃるしやいまして、いくらものを返すかは分からないようになっております。そういう意味で高山市さんが積極的にやってみえることが飛騨市でなぜできないのかということにつきまして、少し説明をさせていただきたいんですけども。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

ふるさと納税の原点は、今、中嶋議員が言われたとおりです。分かっています。それで、例えば飛騨市から東京へ出られ方が、東京へ税金を納めるのではなく飛騨市に生まれ育ってそして、世話になったと。これからもひょっとしたらお年寄りになってから帰ってくるかもしれんし、飛騨市のためにしっかり使ってもらいたいということで、納税する。福井県のそういった方もそういった意味で始められたことということはよく分かっております。そして、例えば飛騨市の方が北海道の方へ返戻金を目的に納税した時に、その目的が逸脱するのではないかというそういったことを私が述べたことであって、ふるさと納税そもそもの原点から始まったことはよく承知のうえでお話をしております。

それが、飛騨市にとって、何が一番一生懸命できるかということで、前向きに検討しながら一生懸命、今、飛騨市としてどうあるべきかということを検討しておるというのを答弁させていただいたもんですから、決してその飛騨市として何故できないのかとかそういうことでなく、飛騨市は飛騨市としてできるだけ都会の方から納税をいただけるようなシステムづくりというのを今考えておるということでございまして、考え方は中嶋議員とちっとも変りはないと思っております。

○2番（中嶋国則）

せっかくですので、お手元に配布しました資料をご覧いただきたいと思います。2枚目を見ていただきたいと思うんですけども、写真が3枚ございますけども、1番上はどういったものかと言いますと、今年の4月5日、日曜日に「フジテレビ報道2001」で放送された「ふるさと納税特集」としまして約1時間の番組でした。

この1時間の間、石破担当大臣もずっと出席されてみえまして、里山資本主義でよく御存じだと思いますけれども藻谷浩介氏も同席をされました。

写真の綺麗な女の方の左側に藻谷浩介先生が映っていたんですが、私の写真の撮り方で石破大臣を大きく撮りたいと思ってこのような形になっております。

ふるさと納税で地方創生の切り札として地方の市町村に頑張ってくださいと繰り返し述べられましたし、藻谷浩介先生もそういったふるさと納税が地方創生の切り札ということをおっしゃいましたし、他の方もおっしゃいました。

そこで、その写真2枚ございますけども、これは埼玉県三房町のふるさと納税担当の江田直也さんと言う方です。この方がしゃべられたのがテロップになっていますが、これも拡大しております。「自治体間競争を勝ち抜いていくためには、ふるさと納税制度を攻めの形で活用していかなければならない」ということをおっしゃいました。

次のページをお願いします。福岡県福智町のふるさと納税担当者です。この長野さんがおっしゃいましたことを朗読させていただきますけれども、「行政も収入を得る構法を見出して汗を流していかなければいけません。その財源で住民の皆さんにサービスを充実させていきたいという面で、このふるさと納税はすばらしい制度だと思います」というとことで、これはビデオだったんですが、横に石破大臣の顔がございますように1時間ずっと出ずっぱりでコメントを入れてくださいました。

最後の3枚目でございますけれども、この福智町というのは九州福岡県の炭鉱の町で、炭鉱以外にブランドもなければ産業もないと非常に過疎の町です。ですから、ふるさと納税の担当の方は、「福智町のゆかりの人だけしか寄付をしてくれないだろう」という諦めの部分があったということをまず、おっしゃいました。そんな中で、2枚目の写真に焼肉店「ボタ山」という店の名前で坂田順さんと言う経営者の方が、この長野さんは断わられても断わられてもこの女店主に「お宅の焼肉のたれは美味しいから、ぜひこれをふるさと納税として売り出していきたいから何とかたれを作ってください」とお願いされましたが、今まで他人にたれを売ったことがないからということがかたくなに拒否されたということです。

それで、何回もお宅へお邪魔してようやく本人の了解が得られたという意味でコメントがあるわけですが、女店主は「一生懸命な長野さんの姿を見て私も福智町に役に立つことができたらよいと思って、思い切ってそれなら焼肉のたれを作りますと返事をしました」と書いてあります。

飛騨市の中でも、優秀な職員の方がみえますし、そういった職員の英知を結集してなんとか推進をしていただきたいなと思います。

それからもう1点、質問させて頂きますけれども、飛騨市は財政危機に陥るということでございますけれどもこの財政危機、数年先には11億円の財政赤字になるということですが、こういったことにつきましてどのような財政運営を目指されるのかお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

最後の質問の前にふるさと納税について、もう一度市長が答弁したことを事務的な立場でお話させていただきます。

例えば、返品品の数を40にする高山市のように90にするということは、90の商品を扱ってみるところの商店主がそれに協力をするという事で初めて返品品を贈れるのであって、市役所の倉庫に買いだめしておいてそれを送付するというものでは決してございません。あくまで、その商店側の協力ができないわけでございます。

先ほど旅館の話がございました。これも当然、旅館の方にお願ひし、例えば旅館の中でも1泊1万円のところもあれば2万円のところもあるかもしれません。そうすると、どういう商品を提供していただけるのかということをおひとつひとつ詰めて出さなければいけません。また、お酒の話が出ましたが、酒税法の関係で「飛騨の蔵」では商品が扱えないということでありまして、職員が3軒の酒造店にお邪魔させていただいて、実際に扱えないか。先だつては、職員が写真を撮りに行きました。そしてそれを始めてホームページに載せて、それに対して応募があれば初めてできるわけでございます。

従いまして、中嶋議員が先ほど、3月に言って3ヶ月も経ったけども何をしてたんだというような趣旨の発言をされましたが、市長が答弁をしましたように、高山市でも何ヶ月もかけて、それぞれの事業主に声を掛けて、そして私のところは5万円相当の返礼品を準備しますとか、私のところは3,000円ですよというようなそういうものを組み合わせながら、初めてその返礼品のカタログができるわけです。写真1枚を撮るにしても市の職員が撮るのか、それぞれの事業者の方で撮っていただくのかそういうことを詰めないと実際、カタログってことはできないわけでございます。

それで、市長が答弁させていただいたことは、そうしたことを既に始めておるんですけどもまだまだ時間が掛かるので、もう少しお待ちくださいということをお申し上げたのであって、中嶋議員がご提案されたことを全くそうではないんだということをお申し上げたことではない。このことについては、ご理解を頂きたいと思っております。

それから市の財政でございますが、これは2つ考えなければいけないということです。一つは、収入を増やすことです。収入は、中嶋議員はふるさと納税のお話をされますが、ふるさと納税を含めて、産業の振興。納税していただくためには、どうしても人も増えなければいけない。企業活動も活性化しなきゃいけない。しかも、今飛騨市の場合は、製造業にウエイトを置いた産業構造になっていますので、その製造業だけではなくて、

例えば農業だとか、観光だとかそういうものを組み合わせた産業づくりをしないと地域の産業の活性化をしないんだらうということで、これは、ひとつの取り組みとしてははじめている。

さらには、企業家ですね。先日「飛驒クマ」の話もさせていただきました。そうしたような新たなこれまでにないようなビジネスも取り入れるような新しい産業づくりをしないと収入は増えないだらう。もちろん、人口の減少を食い止めるということも大切でありますので、そういうことを含めた総合的な歳入確保に向けて行かなければいけない。

それから歳出のことですが、今「第3次行政改革」に入っております。午前中の話にもございましたように、喫緊の大きな課題は指定管理施設であります。

それで、指定管理施設、年間、指定管理料、それから施設の改修費を含めまして、3億円ほどの支出をしておる訳でございます。

例えば入浴施設、おんり～湯が平成元年位にできております。26、7年経ったわけですが、もう5年～10年の内には、この施設をどうしなければならないか。合わせて市内の4施設がいよいよ修繕ではなくて、更新する時期に差し掛かります。その時にそういうものを今後、飛驒市としてどうしていかなければならないかというような議論が始まるわけでございます。

その為、冒頭に申し上げましたようにトーマツという会社に入っていて、とりあえず、これからしばらく先はどうしようという議論の中でこれから大なお金が必要となる施設をどうあるべきかというような議論を始めたいということで、これも第3次行政改革の大きな目玉でございます。これは、歳出の一つの例なんですけれども、そういう歳出の削減に向けた取り組みを複雑に複数絡めながら財政運用していくということが飛驒市の今後にとって必要なことでもありますので、財政赤字につきましては、総合的なプランの中で考えて行きたい。そのように思っておりますのでございます。

○2番（中嶋国則）

歳出削減にということで、それも結構かと思うんですけども、飛驒市が元気になるためにやはり、ふるさと納税を利用すべきだということを思います。

そこで、提案でございますけれども、やはり先ほどの答弁を伺っておりますと、酒類販売組合とか観光協会はなかったかもしれませんが、旅館組合の方がたと相談をして然るべきふるさと納税の推進をしていきたいという答弁があったかと思えます。

そこで、私、その答弁に向けて提案をさせていただきたいと思うんですが、午前中の洞口議員の質問の中に、神岡商工会議所の方へも指定管理料の中で補助金を考えて行きたいというような答弁があったかと思えます。そこで、私もふるさと納税の推進につきましてはやはり、高山市と同じようにスタートができるかということやはり、そういった組合の組織自体が弱いと思えますので、スタートにあたってはある程度の補助金を出して、ふるさと納税を推進するための運営費といいますか、最初、そういうものを補助金

を出してでも進めるのが積極的な取り組みだと思うんです。

その辺、補助金を考えながらですね、高山市と比べたら大変、ぜい弱な団体ばかりです。スタートにあたって2年間ないし3年間は、軌道に乗れば1年でもいいんですけども、1億、2億と入ってくれば、1年で打ち切りの補助金でもいいわけですが、そういう補助金をぜひ検討していただきたいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

中嶋議員のご質問の趣旨が十分理解できませんので、適切な答えになるかどうか分かりませんが、これまでは、ふるさと納税の返礼品につきましてはネットショップの「飛驒の蔵」を使っており、こちらで扱っている商品の中で返戻をするというようなことでこれまでできました。

それで、今、どのような取り組みをやっておるかとおっしゃいますと先ほど、中嶋議員がおっしゃいましたように秘書課の職員を中心にしながら、観光課とか商工課、それから情報戦略室の職員が連携をとりながら、各お店に回ったり呼びかけをしたり、旅館組合の方に話をしたりというようなところで、進んでおるわけでございます。それで、これがですね、中嶋議員がおっしゃったような40社、50社も集まった時に、その運営組織ができれば、その時点で、運営費はどうするんだとか議論が出るわけでございますが、今、残念ながらそんな受け皿になるようなところまで、十分な募集がない。

例えばですね、ひとつの例で申し上げれば、ある旅館を営んでみえるところから2万円相当の商品の提供があった時に、どうやってPRして宿泊券を作ってそれをどうやって使うのか、それをどうやって換金するのかといったような全体的な仕組みづくりを考えないとできないわけでありまして。高山市でも初めからそんな組合を作ってはじめてわけではなくて、多くの方が集まった中で、初めてこれは組合を作って運営しなければいけないということでできたわけでありまして、まだ、残念ながらそこに至ってない。そういう現状にあることをご理解いただきたいと思います。

○2番（中嶋国則）

副市長の答弁を聞いていますとなるほどと思うところもございますけども、私、先ほど資料で申し上げましたように、やはり、自治体間競争を勝ち抜くためには埼玉県三芳町の担当者の江田さんが言うように、「自治体間競争を勝ち抜くためには、ふるさと納税制度を攻めの形で活用しなければならない」ということをテレビでおっしゃいました。

私もですね、組合さんで検討してもらってということも分かりますけども、職員がですね、やっぱり、先進地視察などをして、先進地と飛驒市の違い、その穴を埋めるにはどうするべきかと言うことを、業者の方と一緒にしてもいいんですけども、そういった研究会を早急に進めていただいて、ふるさと納税制度が上手く軌道に乗るように

お願いをしまして、次の質問に移ります。

2点目の質問でございますが、里山林整備の取り組みについて質問させていただきます。

私達が子どもの頃は、クマの出没ニュースをたまに聞くことはありましたが、イノシシが出没することは全くありませんでした。

昨年、飛騨市内において捕獲されたイノシシの頭数は、過去最高となりまして、大変大きい数字で759頭が捕獲されております。獣害に悩まされている昨今ですが、人々の暮らしと密接に結びついている里山林整備をすることで、イノシシなどの被害を防ぐことが実証されております。

具体的に申し上げますと、樹木の伐採・間伐・枝打ちなどの整備により、緩衝帯を20～30m設けることにより、人里に出没しなくなるということです。

これにより農作物被害は減り、さらにいたずらに伸びる樹木の伐採・間伐が進むことで景観も良くなってまいります。

また、昨年暮れの大雪で発生した倒木被害等の予防にもなり、まさに一石二鳥、あるいは一石三鳥といえるのではないかと思います。

里山林整備によって、市長がいつも話されています「市民が安全で安心して暮らせる快適な環境」がもたらされるわけですから、大いに薦めるべき事業と考えます。

この緩衝帯整備につきましては、森林環境税を利用して26年度の実績は、杉崎・黒内地内で面積3・8ヘクタール。27年度は、杉崎地内で11・9ヘクタールの計画が予定されています。

そこで、飛騨市の玄関口にあたる地域の里山林整備を県の補助事業、森林環境税等を利用して、さらに取り組むことはできないかを伺いたいと思います。

候補地として、卯の花街道の猪臥山トンネルの畦畑区側、国道41号線の富山県境から神岡町の市街地までの道路沿いの山林景勝地、富山県境から宮川町への360号線沿い、上宝町から神岡町市街地の471号線沿いなどが適地であると思います。

飛騨市内へ車で入ると沿道の山林がきれいに整備されることで、飛騨市の好印象に繋がります。飛騨市の観光客や交流人口も増加するのではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 柏木雅行 登壇〕

□農林部長（柏木雅行）

それでは2点目の里山林整備で獣害対策と修景整備をについてお答え致します。昨年は、マイマイガの大発生により山の葉物が無くなり、さらに山の生り物（なりもの）が数年に一度の凶作だったこともあり、野生動物が頻繁に里へ出没したため、クマ、イノシシ等の捕獲頭数が、過去最高となりました。

里山林整備は、議員ご指摘のとおり、他県でも鳥獣被害の軽減が図られており、市でも、平成26年度に「清流の国ぎふ森林・環境税」（補助率10分の10）を活用して、35・83ヘクタールの緩衝帯設置を含む修景林整備を実施いたしております。また、今年度については、引き続き33・23ヘクタールを計画しております。

この環境税を利用した里山林整備については、平成24年度から28年度までの5年間の計画で実施されております。平成29年度以降につきましては、県としては継続したい意向ではありますが、今後の事業検証等を経てからの活動となるようであります。

里山林の整備は、ご指摘のとおり景観の保全だけでなく獣害対策にも一定の効果がある事から、積極的に取り組む必要があると考えております。しかしながら、課題としては県全体の予算が決められており、本年度の県への要望についても事業予算の約2倍の応募があり、その中から県で採択された箇所（地域）が事業対象となります。

また、緩衝帯（バッファゾーン）設置については、初年度は市が同事業を活用して整備をいたしますが、その後の維持管理についても、地域が継続して取り組みをする事が求められております。

さらには、事業承諾の基本となる森林情報の収集の段階で、森林所有者の高齢化、不在所有者の増加による所有形態、境界の確定が難しい等、事業承諾に多大な時間と労力がかかります。

こうした課題を解決するためには、飛騨市森林組合や飛騨市森林集約化協議会等との協議が必要でありますので、早急に実施いたします。

〔農林部長 柏木雅行 着席〕

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。農林部長から関係団体と協議をしていくという大変、前向きに真剣に取り組むという答弁を頂きました。今後の飛騨市の道路沿いの風景が様変わりして、市民をはじめ飛騨市を訪れる皆さまにさわやかな感動を与えてくれるものと期待します。

最後の3点目、子どもの遊び場整備及び遊具の安全点検の補助制度の創設について質問します。

遊具で元気よく遊ぶことは、子どもの成長にとって欠かせないものです。

しかし、遊具による重症事故が後を絶ちません。最近では、利用者から、事故に対する管理責任を問題にされることが多くなってきました。

そのため、安全点検については、市の所有である都市公園などの遊具については、市の所管の部署においてしっかり安全点検がされています。地域の子ども会育成会の方々のお話を伺いますと「安全点検料だけでも4～5万円かかります。安全点検した結果、修繕料がさらに負担することになると、行政区だけの管理は困難になり、止む無く撤去することも検討しなければならない。なんとか市の補助があるとありがたい」そんな声が聞こえてきます。

また、「遊具を新しく購入するとなると、1式揃えるには150万円から200万円くらいは必要なんだ」とそういう話を聞きます。

そういうお話を聞きまして、参考までに、価格を調べますと例えばブランコ2連で40万～70万円します。すべり台付きジャングルジム70万円、あるいは鉄棒等かかりますし、ブランコや鉄棒のまわりに安全確保の為に境界柵を設けるとなると30万円くらい掛かると、さらには、保育園児用のすべり台を購入するとなると、1基40万～50万円掛かるということになります。そうなりますと、200万円前後かかるのかと思うわけでございます。

そこで、この遊び場の必要性について、申し上げたいと思います。

保育園から園児が帰宅した後、あるいは、祝日・土・日曜日に自宅近くの遊び場に保育園児や小学生が集まって遊ぶ場の提供を行政区で確保してみえますが、それを管理することも必要ですし、時には祖父母や子どもの親の語らいの場としても利用者がおり、この遊び場、遊具は外での学びの場になっており、必要な施設であると思うところであります。

話は変わりますが、地域の公民館（集会所）の耐震診断には、耐震診断費用の3分の2の市の補助制度がありますし、耐震補強工事にも3分の2の補助制度があります。最高1,000万円まで耐震工事の補助制度があります。

一方、子どもを安心して育てられる環境づくりのために、遊具の購入や安全点検の費用、及び子どもの遊び場整備工事費の補助制度を創設する考えはないか市当局の考えを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、議員ご質問の3点目、子どもの遊び場整備及び遊具の安全点検の補助制度の創設についてお答えいたします。

合併前の、「古川町子どもの遊び場設置促進に関する条例」及び「古川町子どもの遊び場設置促進に関する条例施行規則」を受け継ぎ、新市になった時点にて「飛騨市子どもの遊び場設置促進に関する要綱」を制定しております。

この要綱では、児童福祉法の規定により、幼児の健康の増進と情操の涵養に資するために、「飛騨市行政区等設置条例」で市長が認めるものが行う地区子どもの遊び場の設置及び設備の充実に係る事業に要する経費について、行政区等に補助金を交付するというものであります。

具体的に述べますと、補助金の額はすべての補助対象事業費の4分の1以内であり、補助対象事業につきましては、4つに区分されます。

1つ目に、遊び場敷地購入及び造成事業では、補助限度額500万円、2つ目に遊び

場改修事業では、補助限度額100万円、3つ目に、遊び場設備整備事業では、補助限度額50万円、そして最後4つ目にその他敷地借上費用では、補助限度額10万円となっております。

ご質問の内、遊具の購入につきましては、3つ目の遊び場設備整備事業、遊び場整備工事につきましては、1つ目の遊び場敷地購入及び造成事業に該当いたします。

近年の事業実績といたしましては、平成20年度に「遊び場設備整備事業」により、遊具整備1件に対し33万円を、平成23年度には「遊び場改修事業」によりまして、遊具修繕1件に対し1万1,000円の補助金を交付しているところです。

しかしながら、遊具安全点検の費用に対する補助制度の新たな創設につきましては、現在その考えは持っておりませんのでよろしくお願い申し上げます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○2番（中嶋国則）

補助制度が、安全点検料以外はあるということでございました。私の勉強不足もあるかなと思いますが、実はこの経緯を少しだけお話させていただきますと、行政区の区長さんがまず、「こういった遊具とか安全点検料のことで補助はないですか」ということで、総務課へ行きましたら、「それは、教育委員会である」ということで、区長さんは、教育委員会へ行かれたということでございます。

教育委員会の対応としましては、「ありませんよ」というそういう対応であったということでもあります。職員の方の名前も聞いておりますけども、あえて申し上げません。

何を言いたいかといいますと、総務部、教育委員会で全く知らないということです。私も参考までに、教育委員会の方に「古川町時代はあったけど、そういう制度は、ありませんか」とお尋ねしましたら、「ない」ということでした。区長さんが聞いて、私が聞いても時差がありますけども、そう言った方がどの程度上の上司に伝えられたのか、そういったことも。

時間になりましたので、終わらせて頂きますが、そういったことでぜひ、再考いただければありがたいと思います。ありがとうございました。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時18分 再開 午後2時25分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に17番、籠山恵美子君。なお、質問中説明資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、今この6月の議会では市民の方がたが大変心配されておられる焦眉の課題、2つ。これを伺いたいと思います。

まず、1つ目に飛騨市当局は、一般社団法人をどう認識しているかということで市長に伺いたいと思います。

一般社団法人飛騨市観光協会、一般社団法人神岡商工会議所に対する市当局の対応に市民の批判が高まっています。

この間、ずっと注意深く私は見守ってきました。ですが今、考えるにその批判が高まっている一因は、それらの法人が意図していないにも関わらず、望んでもいないのに一方的に市の方針を断行するからではないでしょうか。

昨年より、観光協会事務局が本庁舎内に移転しました。また、神岡商工会議所は神岡町公民館の指定管理から外れ、さらには、公民館からの退去を迫られています。

これら全て市当局の意向で進められています。

単に業務委託された業者団体ならば、市の意向に従って仕事をしなければならぬでしょう。ですけれども、この2つの法人は、定款の目的や事業内容から明らかのように、飛騨市の観光・商工の振興・発展のため、現場で実働部隊となって活動する独立した公益的団体です。ですが、昨年あたりからのあるいは、一昨年あたりからの市と観光協会、あるいは神岡商工会議所のやりとりの動向を注意深く見ておきますと、大変、違和感を感じます。

そこで、今回、私はこの間この2つの法人に関する経過資料、あるいは議事録、これらはなんら上下関係はなく対等な立場です。ですが、市がやっていることは何か高圧的で職権乱用も見受けられます。

今、市当局とそれぞれの法人の間に起きている問題と不協和音、これは古川町でも神岡町でも市民がジワジワと感じ始めています。

この機会に、市当局はぜひ全市民にきちんと説明をして観光協会、神岡商工会議所それぞれ対等に尊重し、民主的に問題解決を図るべきだと考えます。

そこで、まず、具体的に当局の考えを伺います。

今日は、午前中に洞口議員がこの問題についても質問をいたしまして縷々、当局からは長い答弁がありまして、私の頭の中はいっぱいです。たくさん説明をいただきましたので、もう一度説明をしていただきたいと思います、改めて伺います。

1つ目、そもそも市当局が考える観光協会と神岡商工会議所の問題、その原因は一体何なのか伺います。

2つ目に。では、その問題解決のために考える飛驒市の措置というのは、本当に民主的にやられたのか伺います。

そして3つ目に、協会の議事録やあるいは会議所の資料を見ても市の一方的な進め方があちこちに散見できます。市民が客観的に見て、こういう飛驒市当局の強行なやり方が果たして支持されると思うのでしょうか。このことについて市長の考えを伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、籠山議員の質問にお答えさせていただきます。

冒頭に申し上げますが、午前中にも答弁させていただきましたように、この2つの法人は、市にとって必要な組織でございます。これからの市政運営にとって必要不可欠な組織でございます。今後、市と共通の認識を持って、それぞれの立場からご尽力いただきたいと思いますとおるところでございます。

それでは、そもそも市当局が考える観光協会と神岡商工会議所の問題は何なのか。その解決のために考える市の措置は、民主的にやられたのか。この2点については、法人別に、併せて答弁させていただきます。

最初に神岡商工会議所ですが、午前中の答弁で説明してきたように、旧神岡町役場庁舎に移転を求めることは、合併当時の神岡町の総意であり、神岡商工会議所もそのことに同意していることでもあります。

また、議会も、神岡町公民館が目的に沿った運用することを決議しました。

そして、私は、神岡商工会議所の牛丸会頭と2回面談し、移転の必要性をお伝えするとともに、事務担当でも2年余りを費やして協議してきたことからすれば、民主的に進めてきたと認識しています。

また問題は何かと問われても、答えに窮しますが、事務所の使用料も正規の使用料より安く設定されていたこと。それから、2階作業室の使用料が神岡商工会議所の収入となっていたことなど、市役所も含めて会計処理に問題があったと思います。

これまで神岡商工会議所が神岡振興事務所の庁舎に入ることは、合併前から手続きが進められていたにも関わらず、そのとおりにならないで、さらには古川町まで神岡商工会議所の広報が配布されるなど、異常な事態となった原因はどこにあるのか不思議であります。

次に、飛驒市観光協会についてお答えします。

飛驒市観光協会との間に不協和音があることは認識していますが、問題意識については観光協会との間に齟齬があると思っています。

私が思っている問題は、観光行政に対する認識の違いではありますが、観光協会では

組織の運営上の出来事が問題だと思っていると感じています。私は、組織の運営上の問題の原因は、観光協会の法人化の時まで遡ると思います。そして、その原因は、観光協会を運営する際の運営費の捻出をどうするのか。もう1点は、観光協会にどの業務を行っていただくのか。この2点について十分な協議が為されていなかったことにあると感じています。

運営費については、先般、部長に指示をしておきました。もちろん予算の範囲内での条件付ではありますが、委託事業については、補助対象にできない費目を除き、全額補助する。事業実施に伴う収入があれば、補助金を削減する。観光協会が行う自主事業については、同じく補助対象にできない費目を除き2分の1を補助する。事業実施に伴う収入は、観光協会の収入にする。事務局費については、原則、市が負担するが、給与の決定や賞与の額、勤務時間や時間外勤務手当、定年や福利厚生は市の財政課や総務課の指示に従う。事務所費についても必要最小限の費用については市が負担する等であります。

そして、これらを超えて支出したいときには、観光協会自らが財源を手当とする。というものであります。

協会運営費については、法人化当初から自らが財源を手当とする仕組みができていませんでした。合併前の古川町だけでも350万円を越えていた会費は、現在、市全体でも250万円に足りていません。自主財源が圧倒的に少ないのです。

そして、不協和音の原因は、市は運営費のほとんどを市が負担しているのだから、支出は最低限にとどめたい。支出の方法は一定の枠を設けたいと考えているのに対して、観光協会は、財源は市に依存しながら、活動は市の干渉を受けたくない姿勢にあると思っています。

観光協会は、これまで観光行政の先駆者でありました。そして先輩諸兄は、自らが活動するために、自らが財源を探す努力をしてきたとも思っています。

ところが、法人化に伴って、多くの補助金が交付されたため、こうした姿勢が失われてきました。

補助金は観光協会だけに交付しているわけではありませんので、他の団体との整合性も問われます。とすれば、観光協会は自主財源を探す努力をしていただきたいと考えておるところでございます。

一昔までは、観光地は限られていましたが、観光客の要望も個人差があまりありませんでした。

ところが現在は、ほとんどの自治体が観光に力を入れています。そのため、他の観光地との魅力の差別化が難しい時代となりました。また観光客の要望も多様化してきました。そのため、着実に観光収入を得るためには何をすべきかを考えることが大変であります。

観光協会の先輩たちが現在の飛騨市の観光を築いてきたように、今の観光協会の会

員には、これからの飛騨市の観光を築いていただくようお願いしたいと思います。

市民が客観的に見て、市当局の強行なやり方が支持されると思うかということでございますが、行政を運営する上で様々な問題が生じます。そして、問題を解決することによって不利益となる方がでてきたり、解決の方法について考えの違う方からは批判を受けたりします。簡単な例で申し上げれば、旧町村から減免団体として安い使用料で施設を利用されていた方が、新市になって取り扱いを統一することによって、高い使用料を払うこととなる場合です。

その方だけのことを考えれば、高くなることは不利益ですが、既に高い使用料を払って見える方からすれば、当然のことです。こうしたことを解決するためには丁寧な説明は必要であり、私自身も可燃ごみの処理施設建設や、中学校の統合など粘り強く説明してきたと思っています。しかし、それでもすべての方に理解いただくことは不可能であるとも思っています。

私は市長に就任した時から、私の仕事の一つは、新しい自治体が発足したことによって生まれた様々な課題を解決する。解決できないまでも道標だけは付けることだと思ってきました。そして、その課題は、市民に支持されやすい課題もあれば、行政改革など支持されにくい課題もあります。

しかし支持されにくいといって課題解決に取り組まなければ、将来、禍根を残すと思いきり取り組んできました。

その中で私は、強行なやり方は避けてきたつもりではありますが、すべての方がそのように認識されているとも思いません。

また、そのことが支持されるかとの問いには、答えることができません。

ただ最後に申し上げたいことは、たとえ支持されなくても、市長として、やらなければならない施策だけを行っていると思っているところでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

○17番（籠山恵美子）

では、今新たに説明をいただいた観光協会の方を先にいくつか聞きたいと思います。

私、この間、観光協会が市庁舎内に移転するに至る資料、議事録を入手いたしまして読みました。

その中には、今、市長がおっしゃったようなことは全く議事録には載っておりません。今からそれを説明するそういう場面に入ろうとしているということなんでしょうか。

実際に議事録に載っているのは、移転するにあたって観光協会にぜひお願いするという一点張りの議事録しかありません。それについても例えば事務局の在り方、或いは、どういうふうに飛騨市と一緒にやってやるかについては、飛騨市は口出しをしないと。とにかく移ってくれということです。

それと、事務局には市の職員を配置すると。この2つだけは譲れないと。その一点

張りです。市は交渉しております。それについて、観光協会の理事の方がたはいろいろ質問を投げかけております。その中に今のこういう運営費の問題とかそういうものは一切出てこないんですが、それはどういうことでしょうか。これからやろうということなんですか。

既に合併して11年目です。これまでにそういう議論は観光協会と何ひとつ出来てこなかったということですか。その辺りの経過を教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お答えさせていただきます。観光協会と運営費のやり取りにつきましては、予算の査定ごとにお話をさせていただいております。

私の方で観光協会の理事会に出席をいたしておりませんので、理事会の方で観光協会の事務局と予算査定の中で当然やり取りをしておるわけでございます。そうしたやり取りが観光協会の理事会の中でどのように報告されたか分かりませんが、私の方では他の補助金と比べて観光協会の全体に占める補助金の割合が突出して高い。しかもですね、事業を行うための事業費だけでなく、先ほど市長が申しましたように、事務局費も特別なものを除けばほとんど市が負担しなければいけないということは、この議会の中でも何回も説明させていただいたとおりでございます。

従いまして私の方では、削減できるものについてはどれだけでも削減したいと言うことは、当然、観光協会の少なくとも事務局には伝えておるわけでございまして、それがどのように理事の方に伝わったかにつきましては、私の方で承知をいたしておりません。

○17番（籠山恵美子）

1千6百何十万程でしょうかね。確か補助金が入っていたと思いますけども、観光協会には。それを多いと見るか少ないと見るかについて中身の問題と言うのは、法人と市とでやり取りしているんでしょうから、これまでその推移の中でやられてきたことだと思うんです。だから、その運営費のことに絡んで、市役所に入りなさいということなんですか。議会に説明があったのは観光を一体化して一緒にやりたいということだけではありません。そういうことで観光協会を庁舎内に入れるのであれば、またそれはそれで、私は職権乱用でないかと思うんです。

観光協会にも定款というのがありまして、基本的には、いろいろな物事は理事会の決議を得て、会長が決めていくんです。

先ほど言いました事務局長を市の職員にするということについても、そんなことが許されるような定款にはなっておりません。事務局長というのは、理事会の決議を得て会長が任命する。任命するのも、辞めさせるのも全て会長です。理事会の決議を得て会長がやるんです。そのことに市がそれは譲れない。事務局長に職員を入れると言

うことや中に移転することを譲れないという、その根拠法は一体何なんでしょうか。それが分かりません。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

間違っって理事会の方へ伝わったのか、籠山議員が間違っったことを言ってみえるのか分かりませんが、この庁舎内に入らなければならないと強制した覚えはございません。

ただ、これだけ自主財源がないところで、高い家賃を払って事務をやっておるよりも、庁舎へ入れれば事務費が安くなりますし、行政と近い所におるわけですから、情報を共有しながら進められるのでよいのではないかと提案させていただいたところでございます。

その中で、今の事務局長につきましては、あくまでも市と観光協会とのやることを調整するという立場であって、観光協会に口出しするような立場で事務局員を設置するということは言っておりません。その辺は、はっきり申し上げておきます。

事務所を庁舎内に持ってくるということにつきましても、私どもが提案したことについて観光協会が同意をされて入られたというふうに認識をしておるところでございます。

○17番（籠山恵美子）

それは観光協会の方がたが苦渋の選択だったと思いますよ、議事録には、ちゃんと載っているんです。

事務局2人の処遇、活動について一切口出しをしない。そういうことも市は言っておりますし、だけれども、事務所移転及び市職員が事務局長を行うことを譲れないということだったと。

平成25年1月5日に会長と市長のトップ会談がやっと実現できました。11月14日、事務局及び部長会長と打ち合わせをした。その報告が理事会にありました。その理事会の内容でそういう報告がされているんです。これは嘘をついているということですか。私はそうではないと思います。それ以前の当時の部長と観光協会とのやりとりの議事録を読んでも同じことが部長の方から発言されています。ですからそのことは一切言った覚えがないと言われるのであれば、後でそれが本当ならばそれをお示しく下さい。

それから、要するに歴記とした一般社団法人の運営について、例えば人事権に関与するこういうことも職権乱用だと思います。今、困ってみえるのは、中で長いことやってこられた方が定年退職を求められているということですね。

観光協会では65歳まで年齢的には働くことが認められているのに、60歳で退職してくれと、そういうことがあると。こういう事実がありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

そのとおりでございます。この60歳定年というのは、市の職員すべてがそういったことでございます。市から補助金が出ている団体についても当然でございますけども、市の職員と同等に60歳を越してまで市が補助するつもりはございません。その旨を伝えました。

どうしても必要であれば、観光協会独自で雇えばいいことであって、私たちの事業から捻出した金で人を雇うということについては、はっきり断らせていただいたところでございます。

また、事務所の移転につきましても絶対に譲れないと言ったことはございません。これは、あくまでも投げかけでございます。

ただし、事務局長につきましては、これだけ多くの補助金を流しておる以上は、私の方で、今の話でないけども、観光協会と行政と取り持つ役として市からの出向は譲れないと言ったことにつきましては間違いございません。

○17番（籠山恵美子）

観光協会の要するに法人としての対等な人のやり取りというのではありませんね。それでは、私は、干渉しすぎだと思えますし、市長として裁量権の逸脱というんですか。職権乱用ですか。そういうことにあたると思うんです。

例えば、今年の古川祭り、私の地域が主事でありました。私は、受付を最後まで当番でやっております、その横がたまたま観光協会のブースでした。本当に大変な仕事をしていると思って関心しました。

最初から最後までずっと無線で町内の安全を図り、或いは何かがあった時に連絡をしたり2人の職員がずっと最初から最後までやっていました。そういうことを長く専門的にやったださっているから、観光協会の独自性の意義があるんです。

観光協会が議事録にも書いてありますように、いろいろ苦渋の選択をされながら、それではせめて事務局長は3年はやって欲しいと。職員がどうしても事務局長にならなければ、だめだというんであればせめて3年ぐらいは張りついて欲しいということをお願いしているのに、結局1年で変わったじゃないですか。

そういう約束事も果たさずに、それで要するに市の言うことを聞かせると言うだけで観光協会が元気なパワーで、飛騨市の観光振興のために働いてもらえると思いませんか。

私は、この観光協会にしても後から言う神岡町商工会議所にしても今の市側の答弁を聞いておりますと、結局、合併前あるいは、合併してからの色んな問題。そこに今でも固執している、そういう感じです。なんか関係が硬直化しています。これではこの先、変わらないと思います。いろいろな問題とか、不手際とかそれは当然出てくる

と思います。けれども、それはそれでお互い様だと思っんですよ。だからといって市がやることがいつも正しいことやっているかということそんなことはないんです。

神岡商工会議所の方の話に移りますけれども、本当に混乱していますし、一体どうなってしまうのかと私自身が心配でなりません。

先ほど、洞口議員の答弁でいろいろ長くこれまでの経過を説明していただきました。その中でも、私は、随分、市のやっていることと言っていることが矛盾しているのではないかということがあります。

例えば、神岡町の公民館が、要するに生涯学習施設なので、その設置目的にあったことで充実させたいと。だから出て行ってくださいって話でしょ。

それならばですね、飛騨市の中には、同じ教育委員会の生涯学習課が所管の施設がもっとありますよ。

例えば古川町のサンスポーツランド。あそこは、森林組合が管理しています。森林組合がなぜ、教育委員会管轄のスポーツ施設を管理しているんですか。長いことやっていますよ。森林組合がそこで、自主事業をやって発展させていますか。ないです。貸施設としてしか管理していません。

他にもありますよ。友雪館、これも生涯学習施設です。教育委員会所管の施設です。そこをねっとかわいが管理しています。でも、ねっとかわいも友雪館は、貸し施設として運用しているだけで、あそこで、ねっとかわいが自主事業をやったことがありますか。ないですよ。全部市の施設を事業やっているだけですよ。

そういうものはいっぱいあるんです。ですから、なんか観光協会と神岡商工会議所の問題に特化してかなり硬直化した市のやり方をしているというのが私は大変一方的だと思うんです。

ですから、そんなに簡単に設置目的に沿ってガンガンと整理なんかできないと思います。しかも補助金をたくさんやっているってたって、それは別に市長のポケットマネーをやっているわけでない。市民全体の税金でやっているわけですから、多くの市民がいいじゃないかと。観光協会にそれなりに市のイベントもたくさん委託しているんだからその為に係る経費、みんなの税金でそこをお願いしましよよという世論になればいいわけでしょ。それがあまりにも多いから問題だ。だから、無駄使いを無くすために効率的に少しでもお金を浮かすために庁舎に入ってくれっていうんではですね。

市が生涯学習館ももっと外に出て、もっと生涯学習を充実させるべきだって洞口議員の答弁で何度も言っていましたけども。なぜ、観光協会こそ外に出て、今まであったアートインふれあい館で、観光客と触れ合って、そういういろんなサービスをして、町の中であってこそ、観光協会としての役割がたくさんできるのに、なぜ庁舎の中に引き込んじゃうんですか。納得できませんよこういうことは。

それからその根拠にしているのが、これまでも何度も言いました。議案第41号で

すよ。議会で挙げた決議ですよ。

ですけれども、午前中、副市長もこのことを取り上げましたので、改めて読ませてもらいますけれども、この平成24年3月21日に挙げました決議というのは、タイトルは「指定管理者の指定について（奥飛騨山之村牧場）」に対する付帯決議です。

「公の施設については、地方自治法第244条で規定しているところであるが、その管理運営に民間の手法を取り入れ、管理運営の効率化と住民サービスの向上を図るため、同法第244条の2を改定し、施設の管理運営を民間にも開放する指定管理者制度を創設した。飛騨市においても指定管理者制度を導入し、多くの公的施設の管理運営を民間等に委ねているが、各施設の整備に至った経緯が異なり、施設間の不公平感も感じられる。飛騨市は、財政の健全化を図るため、第2次行政改革アクションプランを策定し平成24年度から抜本の見直し、経営改善を実施する年次計画を策定するなど前向きな姿勢が伺えるが、これには、結果責任が求められるものである。よって、指定管理者制度を導入している全ての施設を法の趣旨に照らして」、私はこの法の趣旨と言うのは指定管理者制度のこの法律ですよ。それぞれの施設の公民館法だ何とか法だとかいう意味とは受けとっておりません。「この法の趣旨に照らして再点検することとし、収益施設は経営の効率化を、文化施設、福祉施設等はその設置目的の意味を再確認して施設の廃止、機能転換なども含め英断を持って行政改革の目的を果たすこと」と。これは、大まかに素直に読めば、これに反対するわけではないです。

けれど、これを都合よく利用して、商工会議所の問題に照らして、「ああだ。こうだ」と言うのは違うと思うんです。

これを、いつも利用されること、私本当に心外だと思っています。この辺りはどうですか副市長。指定管理者運営委員会の委員長としては。ぜひ、意見を伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

こういう質問が出ると思いませんでしたので、手元に資料がないんですが、今ほど籠山議員が読まれた、法の趣旨に照らしてというのは、その後に読まれたところですね、収益施設については収益が合うようにしなさい。それから福祉施設等は、設置目的に沿って運用しなさいというのが、前段のところの法の趣旨に照らすということを具体的に書いてあるわけですので、そこを曲解して説明したつもりはございません。籠山議員がむしろ、読み込めていないというふうに思っています。

○17番（籠山恵美子）

なぜこういう議論をしているかと言うと、前を向いていい方向に行きたいからなんです。別に上げ足を取るつもりもないし、ああ言えばこう言うような議論ではなくて、本当にその施設をいい形で運用してもらって、市民の為にいい進行をしてもらいたい、

そのためには協力体制が大事じゃないですか。そう思うからですよ。

話、変えますけども、例えば先ほど挙げました見直しですね、行政財産の目的外使用の中で気になる答弁がありました。利用料の減免です。ここにありますが。私達いただきました。

減免には、区分が7つありまして、こういう時は全額免除ですよ。こういう時は減額ですよというのが書いてあります。それを副市長はね、例えば北飛驒商工会は従前の合併前の旧町村の時の規定に準じてやっているんだと。だから、そのとおりに免除なんだけれども、それは正当に使用料を頂いて、それで、補助金としてバックしていただきますと言いましたよね。ですけども、そんなことは、この附則に何にも書いてないんですよ。平成26年に新しく3月28日、議会の議決を受けてでしようけど、見直しましたよね。徴収事務取扱要綱ですよ。ここには、そんな附則はなんもないんです。

その前に、平成16年に作られた、利用料徴収条例の中には、例えば、この利用料はこれまでの従前の町村の規定にみなされたものとするとか、なお、15年度分までの使用料については従前の例によるということが書いてありますが、新しい議会で新しく作った要綱の中には、そんな附則はないです。

つまり、新しくこの徴収事務取扱要綱を作って施設の見直しをしているんですから。そういうことと言えば、どの施設を公益的な活動をしているから免除にしましょう。あるいは、半額、減額にしましょうとかいうことは改めてここで検討して打ち出さないとおかしいじゃないですか。

なぜ北飛驒商工会だけが。あそこは、収益上げているんですよ。雪中酒とか、山中便、ぼっかさ便、そういうやり取り、流通をしてそれなりに収入を上げています。

ですから、かつて部長も改めて使用料をとるにあたっては、北飛驒商工会も収益を生んでいるから当然払わなければいけないだろうという答弁をしているんです。ところが、神岡の商工会議所は旧町村の中では免除の規定には入っていないから、だからそういうことをやっていないんだっておっしゃいますけど、これおかしくないですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

私の答弁は、理解されていないのが残念なんです。私が申し上げたのは、26年の4月からは、今ほどおっしゃいました免除団体の一覧表に基づいて料金を徴収しておるということでございます。

これは、減免しているわけでもございませんし、特別なことをしているわけでもございません。しかしながら、これを全額徴収しますと、元の組織そのもののお金がかたたり、支払い不能になるということがあることについては、別途の補助要綱の適用を受けて補助金を交付しますと申し上げたんです。従って、この適用については、

26年4月1日からこのとおりに適用しております。

ただ、神岡商工会議所が異なるのは、北飛驒商工会議所は、今までずっと無料だったんです。これは、旧の河合村の時から引き継いで、平成25年まで10年間その手続きが整えられてきた。議会の決議はそれではいけないよと決議されたことを受けて、全額徴収するようにした。しかし、それでは、今度は北飛驒商工会の組織そのものが大変になるから、これについては、「別途補助金を交付しました」ということを申し上げたわけでございます。

例えば、これから高い使用料を払うことによって神岡商工会議所の組織そのものが成り立たなくなるようなことになれば、飛驒市にとって大切な組織であるということは籠山議員の認識も私も市長も全く同じですので、補助金については別途、検討をさせていただきますということは再三申し上げたとおりで、これは北飛驒商工会も神岡商工会議所も別に取り扱いに差があるわけではないということでございます。

○17番（籠山恵美子）

先ほどの洞口議員の答弁の時にそれをお聞きしました。「経営基盤を損なうような場合は補助金を出すことも可能です」と。「協議の用意はあります」と答弁されました。

ならば、こういうやりとりをなぜ、もっと早く商工会議所となさらなかったんですか。ただ出て行ってください。設置目的に合わないから出て行ってください。こういう過ちがあったから違法ですよ。過ちがあつて違法なのは既に私達も聞いていますし、商工会議所も文書で「大変遺憾なことをしました」と。「これまでも改善に向けてご指導願います」とちゃんと過ちを認めてお詫びしているじゃないですか。それで、ひとつ片付いて前を向いて協力体制でやればよいと思うんですよ。

その上で、例えば出て行っても大変、大きな使用料を商工会議所が使う場合になると、その会費を集めただけの北飛驒商工会みたいな収益もない商工会議所。商工会議所とは言っても、昔の神岡鉦山の栄華の名残りで商工会議所として名乗っているだけで中身としては商工会と一緒にじゃないですか。

そういうところにこれから補助をして行く時に困っているのは分かるでしょ。目に見えるんですから。そしたら、既にそういう用意がありますというのをこれまで、ちゃんと議論すればいいじゃないですか。なぜ、それをしてこなかったんですか。だからここまで硬直した本当におかしな関係になってしまうんじゃないですか。

今、ここでこうやって便りがでて、いろんな話題になって、それで初めてそういう経営が大変なら補助金をお宅にも出しますよって、そういう用意がありますよなんて今言われてもいくらなんでもひどいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

これはですね、議員の方から質問があったから答えておることであって、商工会議所とはだいぶ前から、このことにつきましては議論をしておりますし、話もしておりますし、一回、使用料の見直しをしました。その時も同じことを説明してきたということでございますので、商工会議所としては分かっていたらと理解しております。

○17番（籠山恵美子）

この問題はですね、別に議会の議決を要する問題でもなく、それぞれの法人と市とが友好的に解決していけばいい問題なんです。

でも、ここまで問題がこじれてしまって、議会には請願が上がっているんですね。そうすると私たちは、本当に正確な事実に基づいて判断しなければならない、大変な責任が振りかかってきているわけです。ですから本当に心配しているんです。どうかいい解決の仕方を模索してください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

商工の方でございますが、今年5月18日に市長から商工会議所の牛丸会頭に出した文書の中でも「運営が困難となる団体については、補助金を助成する方針でありますのでご理解ください」ということを文書で出しています。

出しているにも関わらず、請願の中で神岡振興事務所に入ると使用料が払えないからということの請願が出てくるものですから、私の方では答弁で申し上げたように正直、困惑している。充分説明したと思って、こうやって文書で出しているけども、同じようなことを請願で出されるものですから、私の方では困惑しておるということです。

○17番（籠山恵美子）

ですから、大事なのはちゃんと対面をして顔と顔を見て話すことなんですよ。文書と文書のやりとりだからそういう齟齬が生まれるんですから今後、よろしく願います。2つ目に移ります。

飛騨市は、市民に親切な行政サービスをどこまで考えているか。これを伺います。

今、市当局の市民への情報の提供のあり方、また、市民に負託された私達議員への情報提供のやり方に非常に疑問を抱いているのは、私1人ではありません。

周辺の市民の声をあれこれ聞いても、この頃の市当局は大変閉鎖的でいったいどうしてしまったのかと、率直に思います。

まず、新年度から議員が職員へ直接質問することが禁じられました。聞きたいことは情報公開法に則ってやれということです。

今回、私は仕方なく一般質問のためにいくつか情報公開制度で資料を請求しました。

そうしましたら、公開されるまでに10日もかかった資料もありました。議会の始まる直前です。かつてのように職員と対面して教えてもらえばすぐ分かることが、なぜこういうふうになってしまうのでしょうか。本当に不親切な対応となりました。

そもそも市当局は地方自治法を都合のいいように拡大解釈していないでしょうか。「議員個人には、調査権がないのだから情報が欲しければ情報公開制度で請求せよ」というのが市側の言い分ですけれども、市民から付託された私達議員が、市民に代わって分からないことを質問することは調査権とは全く別の次元のことです。

主権者である市民が知りたいことに職員がいちいち「口頭では答えられない。情報の開示請求をしてください」ということはありえない話です。それをやっているんです。議員にしていることはそれと同じことなのです。

職員と友好的に対面で質問して教えてもらうことは、即効的であり、お互いに誤解を生まず、何よりも市民にワンストップサービスで対応すると言っている飛騨市として、当然のことですし、それが親切な市民サービスというものでしょう。

時代に逆行するかのように、閉鎖的で杓子定規な行政を誰が望むのでしょうか。ぜひ、市民本位に、市民に親切な飛騨市の復活のために改善を求めたいと思います。

そこで、具体的に伺います。市の市民＝私たち議員です。サービス向上への姿勢と取り組みを伺います。

まず1つに。この10月からいいよいよ導入されるマイナンバー制度ですけれどもこの制度の詳細が今、縷々、明らかになってきています。市当局はマイナンバー制度のメリット・デメリットをどう認識しているか説明をしてください。

この制度によって、どのように飛騨市の市民サービスはよくなるかということです。

情報管理の一元化の側面は、行政側に都合がいいだけではないでしょうか。例えば、福祉サービスが格段に向上するのか、例を交えて説明願います。同時にマイナンバー制度を導入することによって市民に「親切」な行政となるのかまた、その親切な行政というのを市はどう考えるのか明確にお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔副市長 白川修平 登壇〕

□副市長（白川修平）

マイナンバー制度に関してお答えする前に、市としての「情報提供のあり方」の考えについてお答えします。

議会では議会基本条例を制定され、議員活動の在り方を見直しされました。このことに合わせまして、市長は、議員と執行部の関わり方につきまして今年の春、市長から議会に対して申し入れをさせていただきました。それをもう一度確認させていただきます。

「議会は執行部が提案した政策の可否を決定する意思決定機関であり、執行部は、執行機関であることから、お互いの権限を尊重しながら、緊張ある関係とするため、下記

のとおり変更いたしたく申し入れします。1つ目、議員による調査活動について。法律では、議会としての調査権は認められていますが、議員個々の調査権は認められていないことから、今後は議会における調査に限定し、議員個々の調査には応じられない。また、資料の提出も同様に願いたい。なお、資料の提出依頼は、情報公開条例等の手続きによっていただきたい。

2つ目、議員による要望活動の禁止について。議員は、決定権者であることから、決定権者による職員に対する要望活動は執行権への介入であり、禁止願いたい。団体や市民と同席の場合でも紹介程度に止め、議員からの要望は控えていただきたい。また、職員の執務室への入室についても必要な場合にしていきたい。

3つ目、議員と職員間の飲食の自粛について。議員と執行機関の職員は、互いの権能を尊重しながらも、緊張ある関係を保つために議会終了時等の懇親会は今後も行わないこととしたいというものでございます。

このことは、これまで、法律や情報公開条例の手続きを経ないで、議員の方に資料を提供していたことを、条例の手続きに基づいて申請していただきたいと要請したことであって、資料の提出を拒むものではなく、提出する資料を制限するものでもありません。

情報公開の申請書を提出いただければ、引き続き、迅速に資料を提出しているものと思っております。

先ほど、籠山議員は10日も掛かったというふうにお話しをされましたが、膨大な資料だとも伺っています。これは、今までの手続きで仮に申請されても10日間掛かったものであって、情報公開条例に基づいたから10日間掛かったものではありません。どれだけでも早く出すという姿勢については、基本的に変わっておりません。

議員は、地方自治法を都合のいいように拡大解釈していると指摘されましたが、申請書を記入していただくこと以外は、これまでとなんら変わりがないと思っておりますので、具体的に拡大解釈していると思われるところがあればご指摘を頂きたいと思っております。

また、職員に対する質問についても禁じていません。「個別調査には応じられない」と申し入れたのは、これまで、議会開会直前に、議員個人として、各部署を対象とした資料作成の依頼や、時には期間がない中での全部署を対象とした調査の実施の要請などがありました。これからは、資料は提供するが、調査や資料の集計、整理等ができないと申し入れただけでありますので、今後も担当職員に質問があれば、引き続き行っていただきたいと思っております。

籠山議員は、議員は市民の代表だから市民イコール議員であるとして、市長とは異なるように定義してみえますが、私はそのように認識していません。

市長も議員も市民の代表である。しかし市長には執行権という権限が、そして議員には議決権や調査権という権限が4年の期限を持って与えられているのであって、権限が与えられている点は、議員も市長も市民とイコールではありません。

従ってその権限は、私利私欲を捨て、謙虚に、そして先ほど市長が答弁しましたよう

に、真に市政のためになることにのみ行使しなければならず、そのためには自らを律しなければならぬと常日頃から思っています。

この定義に従えば、政策の決定権を有する議員が個人だけで職員に対して道路整備や補助金を要望されたり資料の作成や、調査の実施を依頼されることは、その権限の行使を逸脱しているとして申し入れたことであり、それを市民の代表である議員に対する不親切な対応と混同されることについては、認識の違いがあると思っています。

これまで市民に対する情報の取り扱いにつきましては、今回の申し入れに関係なく全然変わっていません。午前中の最初の質問にもお答えしましたように、情報公開というのは、井上市政の政策の根幹をなす大切なことでございます。出せるものにつきましては全て出すというのが基本的な方針でございますので、この考え方は今後も変わらないものでございます。個々の質問については担当の方で答弁させていただきます。

〔副市長 白川修平 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、まず、1点目の「マイナンバー制度のメリット・デメリットをどう認識しているか」であります。導入するメリットの一例を申し上げますと、今まで国、県、地方公共団体が独自で付していました番号を統一することにより、現在、年金や健康保険、児童福祉、老人福祉、障がい者福祉など、あらゆる手続きに必要とされた所得証明書などが不要となり、情報ネットワークシステムを通じて、照会することが可能となります。

これにより、従来まで市民の皆さまに煩わせていました、手間や時間、費用が、マイナンバーを提示することにより、省略することが可能となります。

また、行政側からの視点で見れば、そのような確認作業にかかる時間やコストが削減することができ、行政改革の一端を担うことが可能となります。

ただし、マイナンバーの統一により、今まで以上の個人情報の管理及び、セキュリティ対策が必要になることから、責任が大きくなるものと認識しております。

日本年金機構に対する外部からの不正アクセスにより、個人情報が外部に流出した件のように、市民あるいは国民に大きな不安を与えることが起こらないよう、今回のシステムでは、データそのものは今まで通り、個々、その所管する官公庁で管理する分散管理方式。要は、ひとつに集めてしまわない一元的な管理をしないように管理すること。

行政機関が情報をやり取りする際には、マイナンバーを直接用いず、暗号化した連携符号を利用すること、システムへのアクセス制御によりマイナンバーを利用するシステムへアクセスできる人を制限し、アクセス記録を管理することなど、セキュリティ対策を強化し、万全の対策を図ることとしています。

次に、2点目の「この制度により福祉サービスが格段に向上するのか」ですが、これにつきましても、いくつかご紹介いたします。

まず、健診事業では、医療保険が異動になった場合、例えば、会社を退職したことにより、協会健保から飛騨市国保へ異動になった場合、特定健診データを飛騨市国保へ異動することにより、過去の履歴を飛騨市で把握し、保健指導が実施されるようになります。同じく、予防接種では、住所を異動しても過去の接種履歴が転出先で把握できるようになり、継続した管理が可能となります。

次に、介護保険では、前住所地での認定情報や、介護情報の確認が可能となり、住所を異動した際の転入先での添付書類が省略できます。

障害者福祉関係では、特別児童扶養手当・障害者福祉手当・特別障害者手当の申請・現況届け及び、精神障害者保健福祉手帳交付の際には、日本年金機構から年金給付関係情報の取得ができ、地方税関係情報を省略できるようになります。そして、生活保護関係では、通知カードを身分証明書として扱えるようになります。

また、こうしたサービスをより円滑に進めるため、岐阜県行政情報センターが開催する合同コンサルティングに参加するとともに、市職員を対象とした研修会を開催し、マイナンバーに対する情報収集と知識の研さんに励み、市民の方への対応にあたりたいと考えております。

以上、いくつかの案件について、ご紹介しましたが、これ以外にも多種多様な分野における「マイナンバー制度による市民サービスの向上」が予想されます。

しかし、こういった制度上のサービス向上のみならず、職員一人一人がしっかりと市民と向き合い、そして、丁寧に対応していくことが、最も大切なサービスであると認識していますので、今後とも様々なサービス向上に向けた努力を継続していきたいと考えています。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○17番（籠山恵美子）

先ほどの副市長の答弁はまた丁寧な答弁でしたから精査してみます。やっぱり議会は議決権がありますので、その分慎重に精査をする。その為にやっぱりいろいろ聞きたいことがあるんです。

先日は、新年度の保育園の園児数、保育士の数、正、臨時どんなふうになりましたかと聞いたら、それも情報公開で出してくれて話ですよ。簡単な質問なんですよ。でも、上からそう言われているからといって、職員が悪いんではありません。そういうふうな質問と調査と区別できないで副市長は指示しているんじゃないですか職員に。その辺りをきちんと正確に職員に指導してください。

それからマイナンバー制度はいろいろありまして、特に情報管理です。それから資産、口座預金だけではなくて資産まで全部マイナンバーに掌握されてしまう。ですから大変なことになると思います。その危機管理をぜひやっていただきたい。

それからひとつ、市民の方の苦情をここでひとつ皆さんにお知らせしますが、障がい者になった方が、軽自動車税が免除になる。

そういう障がい者手帳を持っているにも関わらず、そういう情報は今まで全くなかったと、それを知り合いに教えてもらって、これまでの領収書を持って市役所に出向きました。過去に遡ってこれを払い戻すことはできませんかと言ったら、何も教えてくれなかった。「できませんの一言でした」と。大変、悲しがっておられました。

そういうことはマイナンバー制度によって瞬時にできる。情報が共有できる。それから情報ネットワークがきちんと網羅できるっていうんなら、そういうこと市民サービスがもっともっと良くなるようにぜひ改善してもらいたいと思います。

それから、私がこれまで問題にしてきました障がい者の福祉サービス、行政ミスによって何十万とお金の返還を迫られています。そういうことも横の繋がりで瞬時に情報が共有できるようにそういうマイナンバー制度になるんだったら大歓迎です。

その辺りもせつかくこういう情報制度ができるのであれば、情報を管理する方だけ一生懸命やるのではなくて、市民サービスがもっともっと向上するように時間も省けるコストも削減できるんなら、その分を市民サービスがもっともっとよくなるように皆さんには力を尽くしていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からいたします。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

（ 散会 午後3時25分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（7番）

福田 武彦

飛騨市議会議員（8番）

菅沼 明彦